

令和3年4月23日（金）

於・中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

第202回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前9時30分 開会

○永井林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

林政課長の永井と申します。よろしく願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め、17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、森林・林業基本計画の変更に関する特別委員として、長濱委員にも御出席いただいております。

なお、お手元に参考1として林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は立花委員、玉置委員、中原委員、網野特別委員は欠席となっております。また、小野委員、河野委員、古口委員、斎藤委員、砂山委員、塚本委員、出島委員、野田委員、日當委員、深町委員、福島委員、松浦委員、村松委員、長濱特別委員にオンラインで御出席いただいております。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係で、お願いを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際には事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイク下のランプが緑色になっていることを御確認の上、マイクをできるだけ口に近付けて、ゆっくりと御発言ください。マイクの消毒は事務局で行います。オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにしてください。よろしくお願いいたします。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考2として林野庁名簿を配布しておりますので、御覧いただければと存じます。

なお、この会場にいない整備課長はリモートで参加いたしますので、御了承ください。

ここからの議事進行は、土屋会長にお願いしたいと思います。土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆様、改めましておはようございます。大変お忙しいところ、今日も御参集いただきまして、ありがとうございます。

この1か月、これで3回目の林政審になるんですね。これだけ続けて林政審をやるってそうはないことだと思うんですが、皆さん、御参加いただきありがとうございました。ただし、その代償といえますか、現実には私が今おります会場の方にいらっしゃる委員は、私を含めて4人

のおじさんだけなんです。こういう言葉使ってはいけないんですね。男性のみで、なんですけれども。ですので、オンラインの方が今回もう主流ですので、進行についてはなるべく配慮させていただきたいと思いますが、もしも通信上その他で問題が生じましたら、しかるべき手段でお知らせいただくようにしていただければと思います。

それから、御発言についてはこちらから御指名するという形も含めて今回はやりたいと思っていますが、そちらからの御発言の意思がある場合は手を挙げていただければ、こちらの方でそれに反応したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

今回は皆さん御存じのとおり、パブリックコメントの前の最終の森林・林業基本計画の変更に関する検討になります。もちろん、パブリックコメントでの修正というのはあり得るわけですが、ただし、我々委員としての、審議会としての検討としては実質的にはここが一番最後というふうに考えていいかと思っていますので、その辺について御配慮いただいて様々な御意見を頂ければと思っています。

それでは、まず初めに、いつものように本郷林野庁長官からまずは御挨拶を頂きたいと思えます。本郷さん、よろしく願いいたします。

○本郷林野庁長官 おはようございます。林野庁長官、本郷でございます。本日は林政審議会に御参加賜りまして、ありがとうございます。

今、会長からもお話ございましたけれども、本日、林野庁のこれからの政策を規定していく森林・林業基本計画、これまで御議論賜りましたけれども、その御議論を踏まえて、計画の本文案を皆様にお示しを申し上げたいというふうに思っております。是非引き続きの御指導、御鞭撻を頂きますようお願いを申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

○土屋会長 本郷長官、ありがとうございます。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ここで御退席をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず議題1は、「森林・林業基本計画の変更について」です。なお、今日は、その後に全国森林計画の審議もありますので、御承知おきください。

今回議論していただくテーマについて、事務局の方から説明をお願いいたします。企画課長さん、お願いいたします。

○河南企画課長 企画課長でございます。おはようございます。

初めに、基本計画に関する資料の御説明を申し上げます。

先月の審議会、骨子に関して御審議を頂きましたけれども、その際に頂きました御意見を踏まえて作成をしたものでございます。

まず、資料1-1を御覧ください。新たな計画案の概要というものでお作りをしたものであります。

1ページと2ページ、前回お示したものと同じものでございます。1ページは新たな基本計画の五本柱の対応方向、2ページは、この対応方向に基づく施策の概要を基本法に掲げられました施策の柱立てなどに基づいて整理をしたものでございます。

2ページの上の方に森林関係の政策、それから林業関係、林産物の供給・利用関係というふうに三つございますけれども、これらにつきまして、3ページから5ページにかけて内容のポイントを整理してございます。

前回、小野委員、河野委員、砂山委員、玉置委員から、情報発信とか施策の普及、あるいは現場への政策意図の伝達にも力を入れてしっかり行っていくべきだという御意見を頂いておりました。この後御説明いたします本文案におきましても、幅広い方々の御理解に向けた広報等について記述をしておりますけれども、この3ページから5ページでお示ししておりますような資料も用いまして、SDGsとも関連付けながら、森林・林業から遠い方にも分かりやすく様々な情報を発信していきたいと、こういうふうに考えております。

6ページのテーブルでございます。こちらは、前回3月に御説明申し上げました基本計画で掲げる新たな目標。

一つは、左にあります「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」、もう一つが右側の「林産物の供給・利用に関する目標」でございます。その目標数値を改めて御紹介をしているものでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。こちらが計画の本文案でございます。ページ数が相当になりますので、これまた前回御意見頂いた箇所を中心に御説明をさせていただきます。

まず目次のところをおめぐりいただきました後、1ページ、まえがきです。新たな基本計画の前提となる事項を概括的に記述しております。24行目から25行目のところでございますが、前回丸川委員から御指摘を頂いたところではありますが、「短期的な効率性や合理性のみを重視するのではなく」というふうに言葉を補っております。

2ページ、「第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針」です。ここでは前基本計画に基づく施策の評価、情勢変化、それらを踏まえた対応方向、施策展開に当たっての

視点、こういったことについて記述をしております。

まず、(2)の施策の評価のところについてであります。前回砂山委員から、従事者の給与は増加したけれども、まだ道半ばであること。また、吉川委員から、立木価格が低く、価格交渉力を高めることが重要であるといった御意見も頂いておりました。

3ページの19行目辺りからでありますけれども、従事者給与も増加はしているけれども、その取組は途上にあること。林業経営は依然厳しい状況を脱しておらず、価格交渉力を高め、山元立木価格、原木価格を確保していくことも課題である旨を書いております。

それから、4ページの(3)、情勢変化のところでございます。これに関しましては福島委員から、新型コロナウイルスの流行を経験したことにより森林への関心が高まっていることについても触れるべきとの御意見を頂いておりました。4ページの35行目の辺りです。人々に生活様式の見直しをも迫ることになった旨、それから5ページにまいりまして13行目の辺りです。「人々の価値観や働き方の多様化を促し、都市から地方への「人の流れ」を生み出す可能性を強く示唆した。」、こういう旨も記述を加えさせていただいているところであります。

5ページ真ん中辺りからの「2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向」のところでは、これまでも御説明を繰り返ししておりますけれども、新たな基本計画の基本的な考えであります「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」をまず書きました上で、(2)から7ページまでにかけての(6)までに示します五つの柱の対応方向の具体的な内容について記述をしております。

松浦委員から、多様な災害がある中で災害に強い森づくりを位置付けられないかとの御意見を頂いておりました。様々な種類の災害がある中で全てについて触れることは難しいと考えておりますけれども、「(2)森林資源の適正な管理及び利用」のところでは、森林を多様で健全な姿に誘導していくとともに、国土強靱化に向けた森林整備、治山対策を加速することで災害の防止も含めた多面的機能の発揮を目指していきたい旨、そういう考え方を書かせていただいております。

それから、深町委員からは、里山林のような人々の生活や文化と密接に関係する森林の取扱いについて御意見を頂いておりました。7ページの(6)のところでございます「新たな山村価値の創造」の冒頭のところでありますけれども、山村地域には、森林の約6割が賦存し、その土地に根ざした文化や習俗等を引き継いでいること、それから、山村地域の住民と生活に、地域の森林が何をなし得るのかという視点が重要であること、こういったことを記述しております。

7ページ下の方、「施策展開に当たっての基本的な視点」として、「現場に立脚した施策の展開」、国民各界各層の理解を得ていく必要性などを記述しております。

8ページ、「4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点」のところ、前回、こういう記述を新たに設けたい旨を口頭で御説明しておりました。森林・林業・木材産業の関係者については、自らの短期的な利益のみを追求するのではなく、効率的なサプライチェーンを構築して相互利益を拡大しつつ、再生林につなげるとの視点を共有し努力していくことを期待する旨を記述しております。

9ページからは、「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」です。新たな基本計画での二つの目標について書いているものです。

まず「2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」については、前回お示しした資料でも触れました、まず森林の各機能に応じた望ましい姿について改めて整理をした上で、10ページ中ほどからは、育成単層林・育成複層林・天然生林の説明、さらに11ページからは、望ましい姿への誘導の考え方というふうに記述を進めております。

11ページの31行目の辺りです。現況が育成単層林となっている森林に関する記述でございますが、文化機能の発揮を期待する森林では、自然条件などに応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する旨を記述しております。

12ページの9行目の辺り。ここは天然生林のところではありますが、現況が天然生林となっている森林について、公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林、いわゆる里山林などについては、更新補助作業等により育成複層林に誘導する旨を記述しております。森林と人との関わりの中で生まれる文化的な価値も意識しながら、森林の多様な利用を図りつつ、森林の誘導を進めていきたい考えであります。

13ページでは、具体的な目標数値を掲げております。参考のところに書いてございます「指向する森林の状態」に向けた5年後、10年後、20年後の区分ごとの面積等について示しております。

続いて14ページは、「3 林産物の供給及び利用に関する目標」の方です。全体の供給量を現在から1,100万立方メートル、1.4倍の水準に増やし、用途別といたしましては単価の高い建築用材等における利用量拡大を通じて、山元への利益還元を目指していくものとしてお示しをしたものでございます。

15ページからは、第3といたしまして、「森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」であります。

まず「1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」につきましては、「(1) 適切な森林施業の確保」において森林計画制度に基づく適切な伐採と更新の確保について記述をしております。

16ページ、「(2) 面的なまとまりをもった森林管理」では、森林の経営管理の集積等に向けた、森林境界の明確化、森林経営管理制度に基づく取組、レーザ測量の活用による森林資源情報の精度向上等について記述をしております。

下の方、「(3) 再造林の推進」に関しましては村松委員から、エリートツリーも含めて、今後どのようなものを植えていくか検討が必要という御意見、また吉川委員から、従事者が足りていない中で再造林を確保していく手だてが必要という御意見も頂いておりました。

16ページ、35行目の辺りから、造林の省力化や低コスト化を図る観点から、成長の優れたエリートツリー、コンテナ苗の生産体制の整備、17ページにまいりまして、7行目から、間伐等特措法における区域を指定して再造林を促進する仕組みの創設、造林作業手の不足等に対応するための造林の省力化、低コスト化について記述をしております。

「(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進」におきましては、現行計画よりも位置付けを上げまして独立した項目立てとして、造林地の成林そのものに支障を及ぼすシカ等の被害について、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証の推進等について記述をしております。

18ページ、「(5) 適切な間伐等の推進」におきましては、間伐等特措法の枠組み等を活用した森林整備事業や環境譲与税を活用した間伐の推進等を記述しております。

「(6) 路網整備の推進」においては、災害の激甚化や走行車両の大型化を踏まえた林道等の路網の強化・長寿命化について記述をしております。

「(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進」につきましては、出島委員から、育成複層林への誘導が遅れている要因も踏まえて対策を示すべきとの御意見を頂いておりました。

複層林化に関する森林所有者の理解、あるいは施業技術の普及等が課題と考えておりました、これを踏まえたものとしたしまして、31行目の辺りからでございます。森林所有者等が針広混交林化や育成単層林における生物多様性の保全に配慮した施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及について記述をしております。

19ページでは「生物多様性の保全に向けた国民理解の促進」も記述しており、この項目全体として記述を充実させたところでございます。

それから、20行目からは奥地水源における森林整備法人など公的主体による森林整備の推進、

20ページでは花粉症の発生源対策についても記述をしております。

「(8) カーボンニュートラル実現への貢献」におきましては、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、エリートツリー等の再造林を促進するとともに、木材、木質バイオマスエネルギーの利用によるCO₂排出削減、非住宅分野等における木材利用拡大による炭素の貯蔵について記述をしております。

また、風力や地熱による発電など森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進についても記述をしております。

21ページ、「(9) 国土の保全等の推進」におきましては、太陽光発電施設の設置に係る開発について、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用、国土強靱化のための5か年加速化対策等に基づく治山対策の推進等を記述しております。

続きまして22ページでは、「森林病虫害対策等の推進」として松くい虫被害、ナラ枯れ被害対策のほか、林野火災予防の取組についても記述をしております。

「(10) 研究・技術開発及びその普及」では、異業種とも連携しながら、戦略的、計画的に研究・技術開発を進めること、林業普及指導員の技術水準確保、適切な設置等について記述をしております。

下の方、「(11) 新たな山村価値の創造」につきましましては、山村地域での生活を成り立たせていくため、その自然や風土等を背景として、地域資源を活かした産業育成により、山村の内発的な発展を図ることが重要であるという考えでございます。

「森林サービス産業」に関連いたしまして、古口委員から、山村への定住につながるものが重要、小野委員からも、所得確保の視点が必要との御意見を頂いておりました。

「山村の内発的な発展」の第2パラグラフの辺りからでございますけれども、地域資源を活かした産業育成と地域づくりを図る観点から、林業・木材産業に加えまして、きのこ・竹・薪・木炭といった特用林産物や、次のページにまいります、ジビエといった地域資源の発掘と付加価値の向上、「森林サービス産業」の推進等を記述しております。

加えまして、農林地の継続的な保全管理や利用等の協働活動促進や、集落の新たな支え手確保に向けた地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進、「関係人口の拡大」についても記述をしております。

24ページ、「(12) 国民参加の森林づくり等の推進」では、森林環境譲与税の創設も踏まえた国民理解の醸成、企業・NPO等による森林整備の推進等について記述をしております。

25ページからは、大きな二つ目の柱として、「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」

についてです。

「（１）望ましい林業構造の確立」では、「長期にわたる持続的な経営」など、今後目指すべき方向を明らかにした上で従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術も活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開していくことを記述しております。

26ページ、「（２）担い手となる林業経営体の育成」では、「長期的な経営の確保」に向けた森林経営管理制度による経営管理権の設定、促進。

「経営基盤及び経営力の強化」に向けた改正森林組合法による事業連携等の促進。

「林産複合型経営体の形成」。

次、27ページにまいりまして、「生産性の向上」、「再造林の実施体制の整備」、「社会的責任を果たす取組の推進」を記述しております。

28ページ、「（３）人材の育成・確保等」では、「緑の雇用」事業による、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者等への支援、女性活躍、「林福連携」の取組等を記述しております。

「（４）林業従事者の労働環境の改善」では、林業従事者の給与水準について、まえがきのところでも、取組が途上である旨、記述をいたしました。ここでも25行目から、林業従事者の所得が他産業に比べて低位な水準である旨を記述した上で、林業経営体の生産性、収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、適切な処遇のための技能評価の導入促進等により、他産業並みの所得水準を目指すこと。

次の29ページにまいりまして、今後10年を目途に、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくこと等を記述しております。

「（６）特用林産物の生産振興」では、山村地域における収入確保に重要な特用林産物の生産振興等を記述しております。

30ページからは大きな柱の三つ目、「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」です。

「（１）原木の安定供給」では、川上側が価格交渉力を持つ安定供給体制への転換、地域におけるサプライチェーン・マネジメントの取組推進などを記述しております。

「（２）木材産業の競争力強化」では、主に「大規模工場等における「国際競争力」の強化」に向けたJAS材、人工乾燥材、集成材などを低コストで安定的に供給できる体制の整備など。

次の31ページで、主に「中小製材工場等における「地場競争力」の強化」に向けた高い単価の地域材製品の生産、細やかなニーズに対応した柔軟な製品供給等について記述しております。ほか、大径材の活用、非住宅分野等の木造建築物に必要となるJAS製品の供給促進、横架材

や羽柄材など国産材比率の低い分野への利用促進などを記述しております。

32ページの「(3) 都市等における木材利用の促進」では、公共建築物等の木造化・木質化の推進、民間非住宅分野等での需要の獲得に向けた一般流通材の活用、耐火部材等の開発・実証、木造建築物の設計者の育成、リフォームや土木分野における利用拡大などを記述しております。

それから、ここでも情報発信に関しまして、15行目で建築部材の安全性に関する情報提供、18行目のところ、木材による健康・環境貢献度に係る科学的根拠の収集・発信等の推進などを記述しています。

「(4) 生活関連分野等における木材利用の促進」に関しましては、前回、日當委員から、今後オフィス需要の伸びも期待できるのではないかという御意見があったことも踏まえつつ、オフィスにおける利用も見据えた家具、その他生活関連分野への木材利用の促進について記述をしております。

33ページ、「(5) 木質バイオマスの利用」のところでは、未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給の地域内での推進、改質リグニン等プラスチック代替素材の研究開発などを記述しております。

「(6) 木材等の輸出促進」では、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく付加価値の高い製材・合板の輸出促進等を記述しております。

34ページの「(7) 消費者等の理解の醸成」では、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信、表彰の実施等を行うこと。その際には、デジタル広報等も活用して効果的に展開していくこと。クリーンウッド法に基づく取組の促進などを記述しております。

35ページからは、4として「国有林野の管理及び経営に関する施策」であります。

12行目の辺りからですけれども、「国民の森林」である国有林野を国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくことを記述しております。

36ページは、5として「その他横断的に推進すべき施策」であります。

「(1) デジタル化の推進」「(2) 新型コロナウイルス感染症への対応」、37ページにまいりまして「東日本大震災からの復興・創生」について記述をしております。

「6 団体に関する施策」では、林業所得の増大に向けた森林組合に関する施策について記述をしております。

38ページ、「第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な

事項」です。

この中では、「2 効果的かつ効率的な施策の推進」のところで、施策の実施に当たっては、分かりやすい表現等を用いて、関係者の理解に努めること。その際には、デジタル媒体も活用した広報活動を推進することなどを記述しています。

それから、「3 施策の進捗管理と評価の適切な活用」におきましては、政策評価等を通じ、施策の進行管理と必要な見直しを行っていく旨を記述しているものでございます。

説明は以上でございます。

○土屋会長 大変長文の計画案について、適切に、的確に御説明いただき、ありがとうございました。特に各委員からの御意見等も踏まえながらの御説明は、非常によかったと思います。

それでは、今、私の時計、若しくはこの時計ですと大体10時です。今日は全国森林計画の審議もありますが、それはおおむね12時ぐらいから。今日は12時半までなんですけど、12時ぐらいからしたいと思っておりまして、そうしますと結構な時間があります。これまで皆さんと一緒に審議会をやってきて、余り時間が余ったことってないんですが、今日は比較的余裕がある形にはなっています。ただし、できましたら、今日は御出席の委員の方全員から御発言を頂ければと思っておりますので、そういう意味ではこれまでと同じように、なるべく簡潔にまとめて、比較的短い時間で御発言を頂くということに各自お願いできればと思っております。

それでは、まず初めに、今申しましたように、これから主に御意見を伺いたいんですが、御希望の方や欠席される方には事前に事務局の方から説明をさせていただいているので、そこで大分御理解は進んでいるかと思うんですが、もしも字句等の表現、若しくは「てにをは」等で何か気になる場所、若しくは御質問点等がありましたら、初めにお伺いしたいと思います。飽くまでもこれは書かれている内容についてではなくて、表現上の問題についてに限ります。これについては、こちらから御指名はいたしませんので、どなたでも挙手していただいて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

「マテリアル利用」での字句で、「プラスチック」の用語が少し気になりました。プラスチックを本来の純粋に物理的な様態を指す言葉として捉えるならば、熱や圧力を加えて成形できる高分子物質を意味するので、化石資源も天然由来も両方とも含まれます。28ページの「脱プラスチック」について、現在問題になっている「海洋プラスチック」汚染の文脈から、「化石資源由来のプラスチック」を指すと容易に理解できますが、ただ、これは現在の文脈においての

み通じる用語ですので、後世では誤解を存じる可能性もございます。海洋で分解してしまう木材由来の生分解性プラスチックを目指す動きもある中で、31行目は「プラスチック」を「バイオベース代替となる新素材」に言い換え、一方で28行目の「脱プラスチック」は「脱環境汚染プラスチック」など、プラスチックが木質由来物で作られるようになる将来を想定して、明示化してはいかがかと存じました。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のこの字句についてなんですが、実は、後でまとめて事務局の方からお伺いしますけれども、基本的には、ここでどう修正するかということの議論はちょっと控えさせていただきます。これはこの後、まだパブリックコメントもありますので、その後で最終文案を作るわけですが、その中で事務局と、それから一応代表して、審議会の代表として私の方で少し検討させていただいて、字句についての修正があり得るかどうかを検討させていただくというような形で、これは今の斎藤委員のお申出に限らずさせていただきたいと思っていますので。

○斎藤委員 はい、ありがとうございます。承知いたしました。発言の機会をありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

野田委員、よろしくをお願いします。

○野田委員 野田です。よろしいでしょうか。

○土屋会長 はい、どうぞ。

野田委員、ミュートになっていませんか。

○野田委員 どうも失礼しました。

森林・林業基本計画の概要のところなんですが、概要の1ページ目の右側に「都市等における「第2の森林」づくり」というのがございます。この2番目の行に「耐火部材やCLT利用、仕様設計の標準化」という文言があるんですが、本文の方では「耐火部材やCLT等の利用」というふうになっております。ここがCLTというのは、現在いろいろな非住宅、あるいは中高層建築物の代表的な素材としてどんどん推進されているものであることは間違いありませんが、業界の中では様々な素材も研究開発されていると聞いております。そういった意味で、この「耐火部材やCLT」、概要の方では「CLT等」という、細かい話で申し訳ないんですが、字句を追加していただいてもいいのかなと思いました。

○土屋会長 御指摘ありがとうございます。これについても先ほどと同じような形で、少し

検討させていただくことになろうかと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

長濱委員いかがですか。

○長濱特別委員 長濱です。おはようございます。発言の機会をありがとうございます。

長濱は24ページの「国民参加の森林づくり」ということで、こちら、二つあります。一つは、「小学校などの「総合的な学習の時間」における学校林活動」と「総合的な学習の時間」に限定しているので、ここを「総合的な学習時間やそのほかの教科」とか、あるいは「総合的な学習の時間等」ということで、学校林の活動をもう少し範囲を広げて、「総合的な学習の時間」に限定するのではなくて、そのほかの「学校教育活動全体において」という書きぶりをされると良いのではないかと思います。

また、現在、高校では「探究学」という探究学習が入ってきていますので、ここに「探究学習」として、または高校の学習指導要領では「総合的な探究の時間」が挙げられているので、そういった面を含めてより幅広く「小・中学校、高校における学校林活動」等と、幅を持たせて書かれるといいのではないかと考えております。

そして二つ目では、その上の段で「企業・NPOの」という箇所を加えていただいて、本当にありがとうございます。その下、もう少し読んでいくと、「10年間で1億本植樹を目指して国民運動を展開していく」とされています。これは誰が主体となって運動するのかということです。ここの5行を読んでいくと、「企業とかNPO等のネットワーク」と書かれています。誰がこれを活動、展開していくのかということが不明瞭な書きぶりなので、この辺りをわざとぼやけさせて書くのか、主体は誰なのかということが、疑問に思ったところです。

長濱からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

事務局の方の回答はまとめて、後で振りしたいと思いますので。

あと河野委員が挙げておられたと思います。よろしく申し上げます。

○河野委員 河野でございます。

これここで発言していいのかどうかちょっと迷ったんですけども、私の質問は1ページのまえがきです。29行目から31行目、それから4ページの23行目に記述してあります「真に持続的な姿へ」とか「真に持続的なものへ」という文言です。「真に持続的な姿」とか「真に持続的なもの」の例示がないんです。恐らくここで言っているのは、森林は長期にわたって、植える・育てる・利用するという長期間の再生サイクルのことを言っていらっしゃるのかと思うん

ですけれども、「真に持続的なもの」とか「姿」の何かもう少し膨らませた解説というのがあると分かりやすいかなと思いました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

砂山委員。

○砂山委員 ありがとうございます。砂山です。

私もちょっと気になったところを二つほど申し上げたいと思います。

まず一つ目が28ページの18行目、「女性林業関係者のネットワーク化」というところから始まる場所なんですけれども、ネットワーク化が必要なのは女性だけではないと思うんです。この後に女性の働きやすさとか、そういうことが出てくるので多分ここに「女性」と付けられたと思うんですけれども、ここは女性に限定せず、林業者同士のネットワークが必要だという意味で捉えると、「女性」という言葉はあえて入れない方がいいのではないかというふうに感じました。

もう一つは30ページの20行目、ここで「原木コーディネーター」という名称が出てくるんですけれども、もしかしたら今まで議論されてきた中であった言葉なのかもしれませんが、ちょっと耳なじみのない言葉でしたので、もしずっと、今継続的にやられている名称で何かあるとしたら、例えば「経営プランナー」であったりだとか、「木材コーディネーター」だったりだとかという名称のことなのかなと思いつつながら、それがちょっと耳なじみがなかったもので、ちょっとはてなに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

福島委員どうぞ。

○福島委員 福島です。

7ページ一番下の「(3) 国民理解の促進」のところの表現なんですけれども、これ全体の施策を進めていく上で、この国民の理解って大変大切な部分だと思いますので、本計画を通じて積極的に国民の理解を促していくという主体的な姿勢をより明確にする上で、少し表現を変えた方がいいのではないかというふうに感じました。

具体的には、2行目の終わりの「そのために」の後なんですけれども、「そのために、森

林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を国民に積極的に発信し、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく」といったような、この計画を通じて主体的に国民の理解を促していくんだという、そういうニュアンスに表現を少し変えられた方がいいのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 すみません、松浦です。前回の意見を反映させていただきまして、どうもありがとうございました。

若干細かいんですけども、3点ほど御指摘させていただきます。

まず最初は5ページの1行目なんですけれども、「気候変動に伴う豪雨の増加等」というふうにあるのですが、もちろん災害の直接的な誘因としては豪雨は非常に重要ですが、あと強風とか豪雪もあり、それによって雪害とか風倒木災害も発生します。したがって、「気候変動に伴う豪雨などの極端気象現象の頻発」とか、そういったような形の表現が、後の「森林被害」なども包括する意味で適当なんじゃないかなと思いました。

それから21ページの26行目ですけども、「また、治山ダムの嵩上げなど既存施設の長寿命化を図るほか」というふうにあります。今後、公共事業は、そんなに余裕がありませんので、既存施設の有効利用化は非常に重要なキーポイントになってくると思います。したがって、「長寿命化」だけじゃなくて、例えば治山ダムで言いますと、増圧などをして機能強化を図るというようなことも必要になってくると思いますので、「長寿命化や機能強化を図る」という文言を入れてもいいんじゃないかなと思いました。

それから、次のページの22ページですが、17行目と23行目になります。これらは少しリンクしているのですが、17行目の方は、「研究・技術開発戦略」に関する記述ですが、「異業種も含む様々な分野との連携と対話の促進を図る」というのは、研究・技術開発に関する文言としては少し違和感を感じまして、「異業種を含む」よりも、「異分野との連携や協働」ですね。協力して働くみたいな意味の、「協働の促進を図る」みたいな記述の方がいいんじゃないかなと思いました。

それに対応して、23行目の方は「産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、異分野も含めた連携を強化する」とあります。こちらの方は技術開発なので、例えば「異

業種等も含めた」という方が何か据わりが良いと思いました。細かい指摘ですみません。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう大分たまりましたので、余り多くなると、もしも回答頂ける場合、少し難しくなるかと思しますので、この辺りで、もしも御回答、若しくは少しコメントがあれば事務局の方からお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○河南企画課長 お答え申し上げます。

まず全体といたしましては、冒頭土屋会長からお話いただきましたとおり、今頂いた御意見、いま一度検討させていただきまして、文言の修正、どういうものがあるか、どういうことが可能かということを事務局と土屋会長との間でよく御相談させていただきながら対応していきたいというのが基本的なスタンスでございます。

その上で、また補足も出てこようかと思いますが、何点か申し上げますと、まず長濱委員から頂きました1億本の主体のところなんですけれども、ここはほかのところとも同じなんですけれども、政府としての計画として策定をいたしますので、特に主語が書いていないところについては、政府が正に主語として取り組む、そういう中身として整理をしているものでございます。

それから、河野委員からお話がありました「真に持続的なもの」というところにつきましての御理解は正におっしゃっていただいたとおりで、再生サイクルのことというお話もありましたけれども、それが必ずしも十分にうまくいっていない気持ちを反映した言葉であります。1ページと4ページ、両方御指摘頂きましたが、特に4ページの方は、2ページから4ページのところにかけて「前基本計画に基づく主な施策の評価」ということで、例えば3ページのイのところでは9行目から10行目で、「近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割」とか、こういうふうに言葉を紡いだ、それを受ける形として「真に」ということで特に4ページの方は受けているという、そういう気持ちで書いているものでございます。

それから、砂山委員からありました「原木コーディネーター」のところにつきましては、また注で補うというようなことも含めて対応が可能かというようなことを感じたところでございました。

私からは以上で、あと各論で少しあろうかと思えます。

○土屋会長 計画課長。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。

長濱委員から1億本の話がありました。今企画課長からありましたように、基本的には政府として、林野庁として関係団体とも協力しながら、この運動を進めていきたいというものでございます。1億本とは、国民の皆様1人1本みたいな形で植えていただきたいという思いで書かせていただいています。

では具体的にどなたに、となるとNPOの方々、また地域の方々に集まっていただいて植樹をする、また企業の方にも御参加を頂くというようなことを考えておまして、そのような取組がうまくいくように林野庁としても取組を進めていきたいという思いでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。ちょっと今役職を間違えまして、ごめんなさい。

どうぞ。

○佐伯治山課長 治山課長でございます。

松浦委員から御指摘ございました5ページ目の1行目の表現、「豪雨の増加等」の「等」の中で考えてはいたんですけれども、御指摘を踏まえまして、気象災害が激甚化している状況を踏まえて、どういう記述ぶりが可能かどうか検討してまいりたいと思います。

また、21ページ目でございます。御指摘頂いた26行目でございますが、「長寿命化を図るほか」の表現ぶり、御指摘のとおりでございまして、機能強化の重要性もでございます。これについてもどのような表現ぶりができるかどうか、検討していきたいと思います。

○土屋会長 どうぞ。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

斎藤委員からありましたプラスチックの「脱プラスチック」の表現のところですが、委員おっしゃるとおり、プラスチックの定義というのは熱とか圧力を加えて成形加工できる高分子物質ということですが、一般的に使われている石油由来の合成樹脂という意味での表現として使っております。ちょっとこの表現ぶりについては、適正な用語を考えてみたいと思います。

あと砂山委員からありました女性の林業者同士のネットワーク化のところですが、ここは一般的な林業者同士の取組というよりは、多角的な視点を入れて、多様な人々が活躍できるというところの具体の例として女性活躍を目出しとして表現させていただいて、このような文章とさせていただきます。

あと、松浦委員からあった「異業種」と「異分野」の表現のところですが、ここも委員おっしゃるとおりの意味を考えて表現をしておりました。またここも適正な用語に少し整理をさせていただきたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの各課長さんから、もしもあれば。

どうぞ。

○眞城木材産業課長 先ほどの原木コーディネーターのところでございます。おっしゃる指摘のところの部分は認識させていただいていますが、ただ、この文脈の中で、そもそもが原木の安定的な供給・調達という観点でコーディネーター、これは人的なことと、システム的なICTでの流通管理をしていくという趣旨でございましたが、先ほど企画課長が申し上げましたとおり、この表現ぶり等については、引き取らせていただいて検討させていただきますと、そういうことでお願いしたいなと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。木材産業課長さんですね。

ほかはよろしいですか。

そうしましたら、今のお答えの中にもありましたように、この頂いた御意見等をどう扱うかは、今後の事務局と一応審議会を代表した私との間の協議等で少し考えさせていただきます。ありがとうございました。

まだおありになるかもしれないんですが、先ほど冒頭で申しましたように、今日は皆さんから御意見を頂きたいということがありまして、ちょっとそちらの方を優先させていただいて、もしも質問事項がありましたら、若しくは語句の修正事項がありましたら、その中に加えていただけると有り難いと思っております。

それでは、これから大体1時間半ありますから、単純に計算すると大分余裕があるんですが、これまでの事例でいくと、実際それほど余裕があるわけではないというふうに認識しておりますけれども、大体1人3分というのが、いつもの大体の相場ですので、その範囲内で。これは、できましたら総括の御意見。実はパブリックコメントの後にもう一回会がありますが、そのときにまたこういう形で総括的な御意見を頂けるかどうかはちょっと分からないので。余りないような気がしているんです。なので、この場で全体的な、例えば感想、評価も含めて、もちろん御批判も結構なんですけれども、についてそれぞれまとめていただければと思います。もう満足で何も言うことがないという方も、その旨を是非述べていただければと思っております。

それで、順番なんですけど、皆さんのお手元に審議会委員名簿があると思います。前回はこの上の方から欠席委員を除きまして順番にやらせていただきました。ですから小野委員が一番初めだったんですが、私はいつも大体こういう当てたりするときに、下からやったりとか真ん中

からやったりとかいろいろして、真ん中からやるとちょっとややこしいので、今度はリストの一番下からやらせていただきます。それから、私はリストの真ん中にいるんですけども、土屋の方からは一番最後にコメントさせていただくことにします。

としますと、長濱委員からになります。御準備よろしいですか。ちょっと急に言われてもというのでパスしていただいても結構ですけども、なるべくならしないで。

よろしいですか。では、長濱委員からお願いします。

○長濱特別委員 長濱です。再び発言の機会をありがとうございます。

こちら、前回の皆さんの審議を受けて、森林・林業基本計画ができたと思っております。また細かい専門的な用語についても、脚注ではないですけども、そこに注を付けていただいて、初めて細かく読まれる方でも、分かりやすい内容になっているのではないかなと思っております。

私は、海外の人と森との暮らし、特に途上国の森林についていろいろと研究・調査することが多いんですけども、前に申し上げた森林の認証材というところについて、ここに幾つか書かれていますけれども、SGECのような、認証を受けた森林や林地に皆さんが行かれて、そういう木をもっと使おう！ということも、書いていただくとよかったかなと思っております。すばらしい内容の基本計画を作っていただいて、ありがとうございました。

まとまっていませんけれども、長濱からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。簡潔にまとめていただいて、ありがとうございます。

そうしましたら、網野委員は御欠席なので、次は村松委員からお願いしたいんですが、村松委員御準備いかがですか。よろしいですか。

○村松委員 はい、村松です。

私もいろいろ事前に補足の説明をしていただいたので、自分の疑問点等、大変よく分かりましたし、いろいろな意味でよく書いてもらったと。これに私も参加をさせていただいて、大変有り難かったと思っております。

そうした中で、改めて今見えて、ちょっと小さいなと思ったのが、29ページの「(6) 特用林産物の生産振興」ということで、きのこ、薪、木炭云々のことが書いてあるんですけども、ここにも書いてあるように、林業産出額の半分を占めているものなのに、全体の中でたったこれだけというのは、しかも、このきのこを作っている人たちも林業従事者として考えるとすれば、その人たちの収入にはものすごく大きな影響を与えているものなので、これを本当に林業としっかりとマッチさせて機能させていくか。地域産業として重要だと、地域資源である

と言っているんですけども、今、施設のきのこ栽培というのは正直言って山の中でなくてもやれます。むしろ、流通の現場に近い方が作りやすいかもしれないといった状況もございます。そうしたときに、この山の産業という中での位置付けで、大きな収益源であるきのこというのをもう少し大きく捉えて、地域の産業に、山の近くでの産業にしていくんだという視点というのもあっていいんじゃないかなと思っています。

私は、今なめこの生産をしているんですけども、正に山の中、ブナ林の中に工場を造ってやっています。そのコンセプトというのは、オガ粉にブナを使っていることはそうなんですけれども、オガ粉そのものは他県から、ずっと遠くからトラックで運んでくるというオガ粉を主に使っていました。でも、今は自分の周りのブナを間伐という手法で、二酸化炭素の吸収力を高めていこうというような、山の手入れも含めてやっています。ただ、自分の周りのブナを使えば使うほど収益力は弱ります。よそから買ってきた方がもうかるという状況なんですけれども、自分の地域の山をよくしたいということで、山のブナを間伐で丁寧に伐り出して使っています。

そして、きのこの栽培というのは、これは余り大きな声でというか、発言をしたくない部分でもあるんですけども、ものすごい二酸化炭素を発生させる産業なんです。きのこは光合成をやりません。そのために酸素を吸って、二酸化炭素を工場内でどんどん排出をして、それを外に廃棄する。ただ、私らはその廃棄した二酸化炭素は、むしろ、その周辺にあるブナ林でそれを吸収して、もう一度固定をして、我々の原料であるオガ粉になってくれるという循環をさせたいという思いで工場を設置しています。

そうした理屈等も含めて、何か山ときのこをもっとくっつける発想というか、書き方もあってほしかったなと改めてちょっと感じました。

それと、もう一点なんですけれども、すみません、今……

○土屋会長 村松委員、少し短めをお願いします。

○村松委員 はい。

輸出と輸入、両方のことについても、33ページに輸出と輸入について書いてあるんですが、今、このほかの国内利用の手法について随分紙面を割いていただいているんですけども、この輸出と輸入がほんのちょっとなんですけれども、今ここ何年来なかった木材の動きがあって、アメリカの需要が増しているために、そこへまた出すために中国が買い取ってアメリカへ出している。物が今コンテナ不足で移動できないという中で、世界中の木材の動きに物すごい変化が起きています。日本の材も確実に値段が上がっていています。そういう意味で、大きな動

きがある。国内での利用も物すごく大事なんですけども、この国際的な動きも、規模の大きさということにももう少し視点を当てて紙面を割かなければならなかったのかなというのを最近特に感じています。

終わります。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次の方をお願いします。ここからお二人は会場におられる方ですので。

まずは、丸川委員お願いいたします。

○丸川委員 全体的には非常に前向きな書きぶりになっておりまして、しかも分かりやすい内容だというふうに思います。かつ、6ページ目の(3)から(5)までのキーワードとして、「新しい林業」、それから今委員もおっしゃいましたように、「国際」あるいは「地場の競争力」、それから三つ目の「第2の森林」と、こういう言葉は非常に分かりやすく、産業界含めて、強力にアピールする言葉だと思いますので、今度出されるときにこの辺を強調していただければと思います。

もう一点は、20ページのカーボンニュートラルでございますけれども、昨日のサミットで総理が46%を宣言されました。これがこのタイミングで入れられるかどうかは、政府の中の機関決定があると思いますけれども、もし入れられるのであれば、2030年の46%も入れておかれた方が、よりリアルな感じが出るんじゃないかと思います。

○土屋会長 短くまとめていただいて、ありがとうございます。

次、松本委員お願いいたします。

○松本委員 松本です。

今年1月からこの審議会に参加させていただいて、この基本計画がまとまったものを見て、非常に網羅的にゴールが書かれているなど。大切なことが全部入っているなどというふうに、まず感想として思いました。

その中でなんですけれども、特に経営面で、こういったゴールへ向けたアプローチというところで考えると、補助金はあるつつも、民間資金を使って投資していくという面があるので、やっぱりここだけは押さえておきたいなという視点がどうしてもあるように思いました。

具体的にということになるんですが、計画の25ページ目から始まる「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の中だろうと思うんですが、例えば30行目の「「新しい林業」の展開」のところ、長期間、厳しい自然条件、人力作業という、この特徴、特性の下で、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換ということがありますが、これを図るためには新技術の

活用に加えて、経営上の様々な投資判断を行うための将来キャッシュフローの分析といった経済性評価が必要になってくるというふうに考えるんです。

具体的には、地位指数とか傾斜といった自然条件を勘案した上で、集約化の範囲を束ねる林地の組合せ方だとか、植栽密度や伐採回数の最適化、さらに、森林から得られる、今いろいろ議論ありました木材以外の副収入というんですか、収入面。一方で路網施設とか機械化投資、人件費を中心とした労働生産性の最適化。細かく言うと、森林保険や認証コストとか税金といった費用面、そして補助金も取り込んだような施策機関全般にわたる実際に即したキャッシュフローを作成することは、言わば林業経営のインフラとして必要になってくるはずだと考えます。

その将来キャッシュフローが作成されていれば、具体的な経営目標が明確化されますし、ゴールが数値化されると経営のモチベーションも向上されるんじゃないかなと思います。

さらに、いつどのように投資を行うか、行うことができるか、あるいは投資の判断となるデータを持つことがこれでできますので、そのことによって具体的な数値をベースに、長期にわたる持続的な経営を行うためのリスク・リターン最適化というのが実現できるようになるというふうに思います。

あと、そういったキャッシュフロー分析ができれば、外部資金の調達もしやすくなりますし、またこの基本計画で目標とするゴールについて、関係者の理解にもとても役立つんじゃないかなというふうに思います。

少し御紹介させていただきますと、今現在私のところでは、まあ、ナレッジ提供というのが目的なんですけれども、森林に対する投資判断を都市部の商業用不動産への投資判断の手法に近付けて行うことができないかということを検討し始めたところです。

具体的には、商業用不動産方面で投資判断に使われているディスカウントキャッシュフロー法を森林に当てはめて、森林経営の将来キャッシュフローを実際の森林経営に即した形で作成して、森林ポートフォリオの投資期間全体の収入・支出及びそのIRR、内部収益率を算出できないか、そういったシミュレーションツールの研究を進めています。恐らくこういった取組が林業経営には必須じゃないかというふうに考えています。

そこで、ひとつそういった内容を基本計画に是非盛り込んでいただきたいなと思うんですけれども、将来的な資金収支を作成した上で収益を評価する手法の研究といったことですか、あるいは経営期間全般にわたる収益性を評価する手法の研究だとか、そんな言葉がどこかに入るといいなど。

例えば、25ページ目の「ア 目指すべき姿」というところの「(ア) 長期にわたる持続的な経営の実現」でaからdまで林業経営、具体的なこういった目指すべき部分がありますよという記述の後に「林業経営体を目指すべき姿へと導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。」というところがあるんですけども、例えばこういうところに「そういった手法の研究みたいなものを促進していくんだ」というような文言が入ると、とてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、淡々と御発言をお願いしたいと思います。

次は、松浦委員よろしいでしょうか。

○松浦委員 はい、松浦です。

全体的な構成ですが、まず最初に前基本計画における施策に対してレビューされており、それを踏まえた上で現状の情勢変化を踏まえた上で基本的な視点が展開されていて、非常に論理的な内容になっていると評価したいと思います。

情勢変化についても、レビューに関しても、冷静できちんとした情勢変化が読み取れているというふうに感じました。

また、個別の具体的な方策に関しましても、いろいろなテクノロジーの進歩、革新等を取り入れた形になっていることに加え、最終的には昨年策定されました食料・農業・農村基本計画と書きぶりとか内容も調和がとれていて、農林水産省全体としてのこういうような基本計画の策定の中でも違和感のない形になっていると思います。

先ほど丸川委員の方からも御指摘があったのですが、その中で私は勉強不足で知らなかった「第2の森林」というのがとても新鮮なキーワードになっていました。今後、カーボンニュートラルなどとリンクし、このキーワードを強調して施策を進めていってもいいんじゃないかと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

11時頃に休憩を挟みたいと思いますので、それまでの間に、あと何人か御発言いただければと思います。

次、福島委員いかがでしょうか。

○福島委員 全体に環境問題であったり、循環型社会の実現、コロナ、SDGsといった現代

社会が直面している課題を踏まえての森林・林業・木材産業の重要性というものをしっかり押さえていらっしゃって、また今後の方向性についても前計画の評価、検証を踏まえて、これまでの審議会の議論も踏まえ、ポイントを非常に分かりやすくまとめていらっしゃって、全体的に大変いい内容になっているなというふうに感じております。

1点、32ページにあります「都市等における木材利用の促進」についてなんですけれども、環境経営の強化の観点から、民間企業のオフィスビル、商業施設への木材利用の関心、需要が確かに高まっているという現実があるんですけれども、その一方で、実際に経営者の方の声を聞いていますと、木材の技術革新などによって、そもそも中高層の木造建築が可能になっているという現状を御存じないマネジメント層の方が非常に多いというのも実感しております。そうした状況を踏まえますと、今後都市部での木造利用を更に推進していくためには、川中の木材産業のセクターであったり、あるいは建築事業者から施主となる川下へ、中高層の木造建築が可能であるんだという現状についての情報発信をもっともっとしっかり行っていくことが必要なのではないかなということを感じまして、その辺りをこの32ページのところに盛り込んでいただけるといいのではないかなということを感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に深町委員お願いできますか。

○深町委員 全体としましては、環境や新しい技術を生かす「新しい林業」、里山や文化など日本に根付いた歴史ある森林という両方の観点をうまく盛り込んでいただけた内容になっているなと思いました。

特に私自身、22ページの山村だとか里山に関連するような文章が、言葉だけではなくて、気持ちのこもった内容となっていると感じました。

できれば、そういう具体的なものが大きな枠組みの中で、つまり文化や地域の多様性が大事であることが、基本的な計画の中でしっかり位置付けられると更にいいなと思ったところです。

例えばですが、5ページ目のところで、生物多様性に配慮しながらという部分がありますが、森林の在り方というのが生物多様性や多様な文化に基づいている、というような文言となったら更にいいなと思っていますので、今後は是非検討していただきたいなと思いました。

もう一つは、こうした考え方が実際の施業、つまり具体的な育成単層林や育成複層林の取り扱い方、森林の配置のあり方の中でどのように具現化されるかが大切であり、地域の豊かな自

然環境、文化の形成に結びついた具体的な事例、あるいはデータを蓄積しながら、施業方法などを充実させていけるといいと思いました。

全体として木材産業という面が中心にはなると思うんですけれども、例えばほかの委員の方も指摘するように、林産物のことが簡潔に書かれて物足りない感じがします。都市周辺地域も含め、森林との関わりをもっと豊かにすること、いろいろな林産物を多様に利用するような暮らし方、お金の使い方などをもっともっと考えていくといいのでは、と思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど申しましたように休憩があるんですが、日當委員まで御発言いただいてもよろしいですか。

○日當委員 私は結構です。

○土屋会長 よろしく願いいたします。

○日當委員 御指名いただき、ありがとうございます。

全体としては非常に分かりやすく、前向きにまとまっている計画であるというふうに認識をしているところです。特に木材産業の立場から考えますと、建築用材が量的にも、また国産材の割合的にも大変大きな役割を担うこととなり、身震いをしているところでございます。これを実現するためにも、規模を問わず大規模工場、中小製材工場等が力を合わせて取り組んでいくことが必要なというところと、そのターゲットとして都市部の非住宅などが挙げられるということと併せて、国産材の利用がこれまで低位であった横架材や羽柄材などが明記されているということで、目標から戦略が明確に記載されているところでは評価できるものと思っております。

その中で、構造材と、特にこれから木材製品を進めていくということについては、安心・安全な品質性能が確かな木材製品の供給というところは当然必須でございますので、そのために必要な条件整備というところの中で J A S の見直し等も、あり方検討等を含めて行われるというふうなことで、国産材がこれから増えていくのではないかなというふうに見ております。

その中で羽柄材を増やすというふうなことの中で、これはやはり同じように J A S 製品化というところも踏まえると、構造材の方は機械等級区分というふうなことの明示もあろうかと思いますが、羽柄材の J A S 製品となれば、目視等級等の記載もバランスを取る意味でもあると、また分かりやすいのかなというふうなところを見たところでございます。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、何回も言います。休憩を取らないといけないんですが、その前にもしも今までの御意見の中で、事務局のどなたでも結構なんですけれども、御意見、若しくは対応方向について何か御発言がありましたらお伺いしたいと思います。これは基本的に質問ではないので、必ずしも必須ではないと考えていますが、議論ができる部分は議論した方がいいと思いますので、いかがでしょうか。

御発言したい方は、ちょっと手を挙げていただければ。

○眞城木材産業課長 木材産業課長でございます。よろしいでしょうか。

日當委員から木材の利用について、最後の部分でJASの御発言があったかと思えます。この点につきまして、私どもも理解しているところでございまして、羽柄も含めてということがありますが、JAS全体で普及をもっとしていく必要がある一方、そもそもJAS製材、格付率がまだまだ非常に低い中で、JAS全体として進めていくことに加えて、ここで機械等級区分について取り分け特出しさせていただいているということについては、新たなマーケット、都市部での利用もそうではありますけれども、実際に非住宅・中高層など、今まで使われてこなかったという分野で、マーケットに応じていくという部分を表現させていただいているんですけれども、施工する側の方々のニーズに応えるということでは、機械等級区分だけでなく、これまでJAS普及への貢献の度合いということと言うと目視も当然ながら評価されるものがありますが、応え切れていない機械等級区分のところを「とりわけ」という表現で記述をさせていただいているものであり、バランスということで両方記述となると、この課題で取り組むに当たって少しぼやけてしまうということもあって、この表現とさせていただいていることについて御理解を賜れば有り難いと思ひ、発言させていただいたところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

企画課長、どうぞ。

○河南企画課長 企画課長でございます。私からも2点ほど御紹介というか、申し上げたいと思ひます。

1点目は、村松委員からお話がありました、きのこに関する話であります。

一つは、今回29ページのところで(6)ということで正に御紹介いただいたとおり、特用林産物に関する記述があるんですけれども、これ今回、新たにこういう項目立てをしまして、正に委員御指摘になった問題意識といいましょうか、認識の下で、よりしっかりと位置付けが必

要だということでそういうふうにしたということが1点であります。

それから、あわせまして、地域と密着——密着といいましょうか、山ときのこをくつつけるという意味におきましては、22ページの「(11) 新たな山村価値の創造」のところでも、きのこを含めまして新しい地域資源を発掘する、それに付加価値を付けていく、そういう記述も置いたところでごさいます、正に意識としては村松委員からお話があったものと同じところを目指しているような気持ちで書かせていただいたつもりであります。

それからもう一点、福島委員からお話がありました都市における木材の利用の促進に関して、施主の方々へのアプローチといいましょうか、に関することなんですが、34ページの(7)のところを御覧いただきたいと思うんですけれども、ここで「ESG投資」という言葉も使っておりますけれども、19行目の辺り、「施主となる企業のネットワーク化」というようなことも進めることで、正に技術がここまで進んでいるんだという辺りへの知識の伝達も含めて取り組んでいきたいということをごちらの方で、消費者の中の方に含める形で整理して、御指摘のあった視点については書いていますところでごさいます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ちょっとこちらからお顔が見えないので、計画課長かな。

○橋計画課長 計画課長でございます。

深町委員からお話のあった地域と文化的な生活との関わりに関連して、22ページに記述があるほかに、施業に関する記述があればよかったというようなお話があったかと思えます。その点に関して若干関連する記述がありますので、そこを御紹介しておきたいと思うんですけれども、23ページです。23ページの11行から12行目辺りのところで、正に御紹介のあった22ページのところの山村のお話を受ける形で23ページにつながって、今の11行目から12行目にかけて「生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する」といったことで、林野庁の予算的に多面的機能発揮対策という予算もありまして、そういうところも想定しながら書いている記述でございますけれども、ここにこの記述があるほかに、さらに、施業というか、森林の側から見た書き方として、19ページの5行目から6行目辺りでございますけれども、森林の側から、特に天然生林の保全管理という視点からですけれども、いわゆる保護地域的な部分だけでなく、生活に関わる場所として、「NPOや住民などによって生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進する」、あるいは「生活の身近にある二次的な里山林等の継続的な保全管理等を推進する」というようなことが記述されてお

ますので、御紹介しておきたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。まだ後半戦がありますので、そのときに引き続きお願いします。

ちょうど今11時ちょっと過ぎたところですので、オンラインの方は関係ないと言えば関係ないんですけども、会場の方の空気入替えをしたいと思いますので、これから10分間。ちょうどいいですね。11時10分再開ということで、10分間休憩をいたします。まだ御発言をお願いしていない方々は、その間も含めて御準備ください。

それでは、休憩に入ります。ありがとうございます。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○土屋会長 それでは、お約束の時間に大体なっていると思いますので、オンラインの方はビデオを付けていただくと有り難いんですが、ちょっとこちらの方から、いらっしゃるのか、いらっしゃらないのかよく分からないもので、よろしくをお願いします。

ちょっと完全に確認はできないんですが、皆さんお戻りだというふうに判断いたしましたので、再開したいと思います。

それで、次の順番の方、今スタンバイされていると思いますが、一つ、皆さんのお手元にも行っていると思いますし、会場では席上配布にもなっているんですが、今日御欠席になっている施策部会長の立花委員から意見を事前に提出していただいています。これは特にこちらからお願いしたものではなくて、ボランティアに出していただいたものなんですが、これについて、例えば私が全部読み上げていると大変時間を取りますので、基本的には皆さんに読んでいただくとして、ごく簡単に御紹介させていただきますと、コメントがA4の2枚にわたってあるんですけども、前半の部分については前回の、5年前の森林・林業基本計画との比較もかなり考えながら、今回の特徴、今回の内容について評価されています。

これかなり多岐にわたりますけれども非常にまとめて言えば、現行基本計画に掲げる目標の進捗や、それからPDCAの観点に立って検討がよくされているのではないかとということ。それから、これまでの審議会での審議を踏まえた——今日もいろいろ御説明、御指摘があったところですが——踏まえた適当な構成内容となっているということが、非常に概括的に言えば、内容になるかと思います。つまり、基本的に言うと、内容についてかなり評価するというコメントを頂いているというふうに理解いたしました。

それから意見の方は、後半の2ページ目に入った「用語などについてコメント」ということで、かなり具体的な用語の使い方、言い回しについていろいろな御意見を頂いていますが、これについては今回も皆さんから御意見を頂く前に語句等についての御意見を頂きました。これについても、それと同じような扱いにさせていただきたいと思っております。つまり、今後のパブリックコメントも含めた過程の中での修正の中で変えられる、取り入れられるものは取り入れるという形で対応させていただきたいと思っております。

立花委員からの提出資料についての御説明は、このぐらいにさせていただきます。

それでは、皆さんからの御意見を頂くのの後半に入りたいと思います。ちょっとじりじりお待ちになったかもしれないんですけども、野田委員よろしく願いいたします。

○野田委員 野田でございます。よろしく願いいたします。

まず私の全体の感想なんですけど、この森林・林業基本計画に対してで、まず前計画の目標に対する進捗、あるいは施策に対する評価が非常に分かりやすくまとめられていて、またその中にある課題がしっかりと明らかにされているというふうに思いました。

そして、カーボンニュートラルへの貢献という新しい情勢の変化に対応したところで、前計画では「成長産業化」というのがキーワードだったと思うんですけども、今回の新しい計画においてはグリーン成長と、時代の要請に対応した基本計画の特徴が非常に分かりやすく表現されているなと思いました。

あと意見というか、私の思いのところ意見として少し述べさせていただきたいんですけど、まず昨年の国産材の自給率37.8、約38%だったと聞いております。裏返せば、輸入されたものが60%強が海外のものに依存をしていると。また、そのうちの約80%が木材製品による輸入というふうに聞いております。つまり、国内の木材需要に対して約50%近いものが海外から木材製品として輸入されていることになります。

国内の林業を支えるためには、国産材の需要の安定と拡大、これが欠かせないと思います。そうした中で、いわゆる川上で言う再造林を含んだ林業の強化、それから川中で言う木材製品の、いわゆる木材産業の強化、また川下と言っていいか分からないんですけども、流通だとかマーケット、あるいはそういったところの需要拡大、いわゆる川上から川下までバランスよく施策がなされていくことが大事なのかなと、そのように感じております。

それからもう一点、先ほど委員の方から出た内容と同じなんですけど、現在、海外から輸入される木材でウッドショックと言われるほどの木材供給不足がよく報道されております。場合によっては、今年の住宅着工数にも影響を与えかねない懸念があるのではないかなと思います。

「ウッドショック」という呼び方は過去にもあったんですが、私の知る限り、過去のウッドショックというのはどちらかというと、原木素材が国内に入っていない。環境問題によって原木素材が国内に入らずに国内が混乱したということがありますが、今回のこのウッドショックは、いわゆる木材製品に変わっているということが特徴的ではないのかなと思います。先ほど申し上げたように、国内に輸入されるいわゆる木材、そういうものは製品にかなり変わっているということだと思います。国産材の利用の安定度、あるいは価値を高めるためにも、いわゆる川中の木材産業の強化、こういったものに期待をしたいと思っています。また、これは今後の国産材の輸出政策にもつながってくるだろうと思います。

また、CLT等、新しい木質素材によって、これも先ほど出ておりました、これまで考えられなかったような大規模なもの、あるいは高層建築物にも木材が利用できるということが実証されております。特に……

○土屋会長 野田委員、声が切れたような気がいたしますが、特にそちらの方は問題ないですか。

○野田委員 どうも失礼しました。

○土屋会長 どうぞ。

○野田委員 現在、CLTということでこれまで考えられなかったような大型、あるいは高層の建築物に木造が使われるようになっております。これは、今後木造化、こういった非住宅物件の木造化というのは、先ほどの基本計画のキーワードではないんですが、「グリーン成長」というキーワードのシンボルにも非常に分かりやすくなり得るのかなと思っています。

このためには、CLT等、普及を推進するという事はもちろんなんですが、更に幅広く新しい木質素材、そういった製品の開発にももっと積極的に取り組んでいく必要があるだろうと思っています。

今お話ししたことは、この基本計画の中で表現されている内容で、繰り返しになってしまいましたけれども、私が思う重点項目として意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、中原委員が御欠席ですので、出島委員お願いいたします。

○出島委員 出島です。ありがとうございます。

森林・林業の不変的な部分を維持しつつも、近年の社会的状況の変化に対応した内容になったというふうに感じておりますし、私たちの意見にも柔軟に対応していただいて、それを反映

していただいて、良い基本計画になっているというふうに感じています。

ただ、社会状況の変化に対応したというところの多分記述の一つである20ページのところで、「カーボンニュートラル実現への貢献」というところ、特に23行目以降の部分について少しコメントさせていただきたいと思います。

現在、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、河野規制改革担当大臣による内閣府主導による再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースというのがされていて、3月23日の林野庁の皆さんとタスクフォースの方々との意見交換の様子もウェブの動画で拝見させていただきましたけれども、少し他の委員の皆さんにも知っていただくという意味で少しお話ししますと、風力発電だったり地熱発電の業界団体の方々や再生可能エネルギーの専門家の方々から規制緩和、具体的には国有林、保安林、緑の回廊について、一つは利用に対しての手續を明確にしてくれとか、分かりやすくしてくれということを主張されていて、それについてはこの計画文書にもあるとおり、進めていくということで反映されているというふうに思います。

私が印象的だったのは、意見の中で、再エネの導入によって森林の多面的機能が向上しますというようなことであった、林業との共存共栄というのをとても強く主張されているというのが印象的で、それは具体的には風力発電施設を設置する、若しくはそれを管理するために林内に造る作業道のようなものが林業でも併用できるということであったり、それが実際に林業と共存している事例があるということでは言われていました。そのような事例は私も森林組合の方から聞いたことがありますし、あるのだろうというふうに思っています。

ただ、問題点としましては、再エネの施設というのが、CO₂の排出削減にはつながりませんが、その効果・公益的機能につながるということは強く主張されているんですけども、他の公益的機能の低下につながるという、あっちを立てればこっちが立たずというようなことについては余り配慮はされずに、意見がされていなかったという部分で、2050年カーボンニュートラルに向けて、今最も再エネの普及が優先順位が高いのかという主張をされているというところでした。

もう一点問題点については、緑の回廊であったり、保安林、国有林について、規制の枠組みとしてはそういう枠組みなんですけれども、その中の実際の森林については人工林もありますし、天然林もありますし、その天然林についても年齢の違うものが、異なるものがあります。そういうものの公益的機能、生物多様性というものが各枠、規制の枠、同じ枠の中ですけれども異なる、森林の質への理解とか、そこに対してどうするかというような議論がなかったとい

うところに少し違和感があるなというふうに感じました。

そういう中で、例えば実際に意見があったものの中では、森林・林業基本計画に再エネ導入の数値目標を出すようにというような意見が大臣からもあったりしていますし、あとカーボンニュートラルの実現に向けて、これまでの延長線上でない対応をお願いしますというようなことも言われていました。それに対しては、この計画のまえがきのところでも明記されておりですけれども、やはり短期的な効率性や合理性のみを重視ではなくて、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、つまりSDGsの達成に向けた取組というのがカーボンニュートラルの実現への貢献においても基本姿勢というか、それがベースになるということが大事だというふうに考えています。

それについては、林野庁の皆さんもその意見交換の場の中でも主張していただいていたというふうに感じています。

すみません、前置きが長くなりましたが、その意味で、今20ページの25行目から26行目の「森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する」というふうに書かれている部分、これは地熱と風力発電施設についてということですが、この「積極的に」というのはやはり少し言い過ぎではないか。「利用の促進」、「適正な利用の促進」ということで十分ではないかというふうに感じています。

一方で、もう一点としては風力・地熱発電施設は、他の公益的機能には基本的にはマイナスに作用するというふうに思いますので、公益的機能の低下に十分留意する必要があるということかなというふうに思っています。

ので、いろいろ折衝する中での文案だというふうには理解していますけれども、是非その辺り御検討いただければというふうに思っています。

すみません、もう少しだけ意見をさせていただきたい。これからの基本……

○土屋会長 すみません、ちょっと時間が大分来ているので、短くまとめてください。

○出島委員 はい、分かりました。

もう少しだけ言いますと、基本計画の議論の後、今後多分保安林とか国有林、緑の回廊の基準作りを進める必要があるというふうに思いますので、その点においては、やはり人工林と自然林や天然林、若しくは天然林の齢級のようなものをしっかり区別して、そこの差異、質というものを明確にして、その基準が作られるような。まあ、基本的には手の入っていない人工林の部分が優先的に再エネ利用に利用される。その上で、林業との共存がされるというような方向性になるような基準作りというのを是非御検討いただければというふうに思っていますし、

そういう形であれば再エネと林業の共存というのは十分あり得るかなというふうに感じています。

以上です。長くなりました。すみません。

○土屋会長 ありがとうございます。

今も御意見という形でお受けしました。ありがとうございます。

続きまして塚本委員、今お顔が映っていないので、いらっしゃるかどうかわからないんですが、塚本委員よろしく願いいたします。

○塚本委員 御発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

委員の皆様のご発言にもございましたが、これまでの施策を多角的に評価された上で、長期的な視点で、また経済と環境との調和にも配慮し、今回「社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長化」」という基本方針を打ち出された点は非常に評価できると考えます。

その基本方針のもと三つの施策の柱ごとに基本的な考えを示し様々な分野について目配りがされて、より具体的に丁寧に記載されており大変分かりやすい内容になっていると思います。

例えば、1つめの柱である「森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」につきましても、17ページの(3) 再生林の推進のイ造林適地の選定のところの「自然的、社会的な条件をからみて植栽に適した区域を指定して再生林を促進する」という記述でございますとか、19ページの(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進のイ公的な関与による森林整備の「森林整備法人」についての記載内容に以前私が述べさせていただいた意見等が反映されているなど随所に審議会での議論や事業者等の御意見が盛り込まれており大変充実した内容になっていると思います。

また、先ほど他の委員から御意見があったところでございますが、28ページの「2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「(3) 人材の育成・確保等」では女性の参画について記載されており非常に心強く感じたところです。私が林業の技術者として仕事を始めて38年になりますけれども、森林、林業の分野においても女性参画は着実に進んできているとは思いますが、残念ながらまだまだ男性中心の業界という印象です。

つい最近も、ある会合で本県の林業関係の団体のトップの方から、「とにかく女性は視野が狭い。特にB型の女性は視野が狭い。あなたは女性で視野が狭いだろうから発想の転換が必要ではないですか。」というようなことを直接言われ、このような発言をされる方がまだいらっしゃるのかと大変驚いたところです。このような固定観念にとらわれず多角的な視点を取り入れ

ることの重要性についても記載されており大変心強く感じたところです。

○土屋会長 ありがとうございます。

次の玉置委員、それから先ほど御紹介した立花委員は御欠席ですので、砂山委員よろしくお願ひいたします。

○砂山委員 砂山でございます。全体の意見として少し申し上げたいと思います。

まず全体として丁寧な書き方であったこと、それから広範囲にわたる内容にこれまでの議論の深さをとても感じました。国の進むべき方向性というのがとても分かりやすく、通常分野以外のところでも分かりやすく、読みやすかったと思います。

個々の委員の方々の意見も反映させていただいたりだとか、拾い上げていただいたこと、それから特に施策展開に当たっての基本的な視点の第1番目に、「現場に立脚した」ということを書いてもらえたということが個人的にはとてもうれしく、有り難く感じております。

ただ、その上で、聞いたよということだけではなくて、それを生かして、変えるところは変えていって、柔軟に対応していただきたいという御要望も併せて伝えておきたいと思ひました。

ここから少し細かくなってしまうんですが、何点かございまして、先ほど文言のところ申し上げればよかったのかもしれないんですが、少し耳を貸していただきたいと思ひます。

18ページの7行目に「列状間伐」という言葉が出てくるんですけども、これがそもそも適切な施業なのかということ。事業者にとっては低コストであるという観点としては正しいのかもしれないですけども、山を守るという意味において、これが正しいのか、そしてなぜ進まないのかということ現場の意見を聞いていただきたいということ。

それから、28ページの林業従事者の育成や確保に加えて、事業者への支援。今、林業事業体って必ずしももうかっていないんです。その人たちが従事者を育てるためにどれだけの先行投資をしなければいけないのかというところを踏まえて、事業者への支援ということも併せて考えていただきたい。

それから29ページ、これは安全に関するところなんですが、林業の実際に現場で働く方がどうして禁止事項を守れないのか。守れないには、それなりの理由があるんじゃないか。システムの問題なのか、もうかっていないからなのか、きちんと教えてくれる人がいないからなのか、そういう点が少し考慮いただきたい。

それから、35ページの国有林の技術・手法だとか、そういうことを積極的に使いますよという記述があるんですが、国有林は一般的に一斉林であるというふうに理解しておりますので、その他大勢の私たちが扱うような、例えば所有規模の小さい森林にその技術をそのまま応用で

きるわけではないというところを加味していただきたいなというふうに感じました。

それとは別に、先ほど出島委員がおっしゃったように、20ページのカーボンニュートラルに関してなんですけれども、山をつかさどる林野庁としては、山を壊すような林地開発は許さないぞ。それが幾ら自然エネルギーの貢献ということに値するとしても、山を壊すということは許さないぞという強い態度というのをどこかで示していただければいいなというふうに思ったのと、あと27ページの社会的な責任を果たす林業事業体という意味においては、所有者さんへの丁寧な説明と理解を求めていくということも併せて必要なのではないかなというふうに感じたこと。

それから、先ほど日當委員がおっしゃったように、新型コロナの影響でウッドショックということをごどこにも書かないでいいのか。まあ、4月から顕著になってきたという、このタイミングというのものもあるのかもしれないんですけれども、一言も触れずにいいのかなということに関しては感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、次ですが、斎藤委員お願いいたします。

○斎藤委員 発言の機会をお与えいただき、ありがとうございます。

こちらの基本計画案は網羅的でいずれの分野の立場からも非常に分かりやすい記述で大変ありがとうございます。7ページの「現場に立脚した施策の展開」については、少し具体例があるとわかりやすいと感じましたが、そのほか気づいたことはございません。

35ページ26行目では大径長尺材などにも触れられて細部への配慮が感じられます。ただ、大径木・長伐期の林業についての視点もあればと感じました。最近、大規模な超長伐期林家さんを取材する機会がございました。長伐期林では間伐材自体が価値ある大径材ですが、今の時代ではその価値が価格に反映されにくいため、林業を専業とはせず、山を守るという気概で繋いでいかれている部分もあるのだと理解いたしました。林業という産業全体からは多数派ではないかもしれませんが、丹精して育てることで木材の象徴のような、素材の最高品質の姿を実在のものとして引き出して見せているという点において、木材産業の掛替えない一面を担われていると存じます。取材がつい最近のことでしたので今回はじめて申し上げる件ですが、次になにか機会がございましたら、そのような林家さんへの視点につきましてもコメントいただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

次の古口委員なのですが、ちょっと所用で一旦退席されているとお聞きしたんですが、まだお戻りになっていませんか。

ということですので、少し順番を変えたいと思います。急に来ちゃいましたけれども、河野委員大丈夫でしょうか。よろしく願いいたします。

○河野委員 はい、分かりました。河野でございます。

今回お示しいただきました新たな基本計画につきましては、これまでの検討過程を顧みしても、非常に丁寧に進められてきたこと、それから多くのステークホルダーの合意の下で成文化されたことで、今後の20年に向けて明確にあるべき姿を示したものになっているのではないかとこのように思っております。

また、国民についての記述もたくさんしっかりと書いていただいていることも評価したいというふうに思っております。

その上で、私なりの受け止めに幾つか伝えたいと思います。

「施策展開に当たっての基本的な視点」ということで、7ページに3点、「現場の声」を大事にする、新たな技術を活用する、国民の理解を醸成するというところで書いてくださっていますが、私のような素人が申しあげることではないかもしれませんが、ここに並列して「人材育成」、それから「担い手の確保」というものが加えられることで、計画の基盤になるのではないかとこのように感じたところでございます。人材確保に関する詳しい記述は28ページにさせていただいておりますけれども、産業の担い手への言及は、最初の辺りで必要かなというふうに思ったところです。

同じく、7ページの基本視点の3番目の「国民の理解」についてでございますけれども、詳しくは後段の各章の中に丁寧に書いてくださっているのは十分理解しながら、皆さんにお伝えしたい視点がございます。2019年施行の森林環境譲与税、これも24ページに詳しく記述されているのは存じておりますけれども、既にここに書かれているような「森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成」ではなくて、国民は「森林を社会全体で支えていくシステムの中に組み込まれている」という、その理解が必要ではないかとこのように思っております。

ですから、森林・林業関係者の皆様は是非税金の使い道、その使途と、それからその効果に対してしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに感じているところでございます。

それから、国民の理解を醸成するには、やはり国民が一番関心を持っている分かりやすい分

野、例えば水源の涵養ですとか防災ですとか地球環境の保全、この辺りのところから国民に対する情報提供というか、情報発信を積極的にしていただければと思います。

最後になります。全体を貫く基調として「グリーン成長」ということが言われておりますし、昨日の報道でも、日本が2013年度と比べて46%CO₂を削減するというかなり明確な野心的な目標が出されていたところですので。そうしますと、今後に向けては脱炭素の動きが社会的に急速に進みますし、それから産業革新、電源構成の組替えというのが大きく進んでいくのではないかとこのように思っております。

森林・林業においては、こういった分野への環境面での貢献というのはかなり大きく期待されていますけれども、片や木質バイオマスの利用などについては、経済的な収益確保というビジネスチャンスにもつながっていきます。どちらが優先になるということではなく、両方をバランスよく実現するというところで、33ページにも書き込んでくださってはいませんが、木質バイオマスの利用については適正な利用と、それから再生林の強化ということを是非しっかりと前面に出していただきたく考えております。グリーン成長においては、当然持続可能性が最優先されるべき価値だということに思っておりますので、その点、今後の普及において忘れてはいけない点だということに思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○土屋会長 どうもありがとうございました。

それでは、スキップしました古口委員が戻られたので、古口委員、御発言よろしいでしょうか。

○古口委員 はい、栃木県茂木町長の古口です。

私の方からは、計画についても何も言うこともありませんし、それから皆さんの御意見ももっともだと思って聞いておりました。

前々回の本郷長官から、「山林から出た利益を山村に還元する、そのことがやっぱり大事だ」という言葉を聞いて、もう胸がいっぱいになりました。大変皆さん、御苦労さまでした。

以上でございます。

○土屋会長 大変短くまとめていただきまして、ありがとうございました。

それでは、次に会場の方におられます吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 吉川でございます。先ほど斎藤委員が御発言されたように、山でボランティア的な林業をいそしんでおります。その立場からいろいろお話をさせていただきましたが、今回のこの計画案につきましては、我々の意見も取り入れていただき、委員の皆様もおっしゃって

たとおり、非常によくまとまっているのではないかと思います。

この基本計画に基づいて、具体的にどのような施策を打ち出していくのか、それによってこの計画で示している「森林の望ましい姿」の森林を造成していただきたいというふうに考えられます。

非常に細かい話ですが、20ページのカーボンニュートラルのところの9行目、「次に重点的に取り組む」というふうに表現されていますが、これ日本語の表現として、この文章の中の表現としてちょっとどうかなというふうに思ひまして、「次のような取組を重点的に進める」というふうに書いた方が、次の「具体的な」というところにつながっていくのかなというふうに感じます。

3ページ目のパラグラフにおきまして、現状の立木販売価格収入では再生林が困難で、林業の持続性が確保できないと表現をされていることについては、非常に良かったのではないかなと思います。一般の方々に林業の状況がどうなっているのかというのをうまく理解していただけるとと思います。

それに関連して15ページですが、結局、再生林を担保するためにどうしたらいいんですかということなんですが、「伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、その制度に基づく指導等の強化を図っていく」と、こういうふうに書いていますが、実際にこれについてどのように強化をされるつもりでしょうか。現場のマンパワーをどういうふうに考えていらっしゃるのか。要するに、見回り等を行うにしても人が必要ですが、県職員を使うのか、地元市町村の職員を使うのかよく分かりませんが、いずれにしろ、かなりの人が必要だろうと思います。

それから、先ほどちょっと話題になっておりましたが、砂山委員でしたっけ、列状間伐の話です。これ18ページだったと思います。18ページの7行目かな、「列状間伐等の普及を推進し、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する」と書いてありますが、国有林では列状間伐は当たり前になっておりますけれども、私どもの山では列状間伐はまだまだ手を付けられていません。確かにコストダウンになることは分かっていますが、やはり山を荒らすのじゃないかという心配の方が先に立ちます。

1回目の列状間伐はいいとしても、2回目も列状間伐を行うと、完全に山壊れますよね。ですから、この辺の列状間伐の考え方については、やはり我々の意見も少し取り入れていただけないのかなという感じはいたします。コストの面からは非常に重要なファクターであることは分かっております。

あと風力発電の件も先ほど出ておりましたが、現実的にそういう話が私どもの方にも来てお

りまして、だけど、実際に保安林の解除というのは非常に手間のかかる話で、今の現状では、保安林の解除は簡単にはできないだろうと考えているところでございます。

さらに、20ページの「カーボンニュートラル実現」という項目のところの27行目から29行目のところですが、「マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化」。ここで保安林の解除ということも考えていらっしゃるわけですが、「地域における協議への参画など」という、この「協議への参画」というのは、この主語はどなたでしょうか。これは国有林ということによろしいのでしょうか。何かその辺もちょっと分りにくいと思っています。

雑多なことを申し上げましたが、言ってみれば、基本計画の内容が実際の施策として現場に下ろされて、何とか持続的な林業ができる環境になると有り難いと思っている次第でございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと私は別にすると、最後の御発言になりますが、小野委員よろしくお願いたします。

○小野委員 小野なぎさです。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

全体見ましても、これまでの審議の中で発言させていただいた内容がともしっかり含まれていて、すばらしいなと思って拝見させていただいておりましたが、特に7ページの「(6) 新たな山村価値の創造」というところでは、山村の価値というのがその土地の文化や習俗等を引き継いでいる大事なものであるということですか、あとは林業従事者が居住する生活の基盤であるという、そもそも木材の価値だけではなく、林業を支える土地の価値としてその地域があるということがしっかり明記されていることがとてもすばらしいなと思いました。

森林サービス産業が観光や健康・教育の分野で森林空間を活用するためのサービス産業としてだけでなく、地域を支えていく、正にこの地域の未来を作っていくものの基盤となる産業であるということが伝わる文面なのがすばらしいなというふうに感じました。

1点、読んでいく中でちょっと違和感があった部分がありまして、23ページのところです。後半の部分なんですけれども、最後の29行目のところからです。「あわせて、新型コロナウイルス感染症を経験した「新たな日常」にも対応していく」というところなんですけど、この基本計画は文章としても長く残るものだと思いますが、今我々はちょうどコロナ禍の中に生活をしているので、「新たな日常」とか「新しい生活」という言葉はよく耳にしていますし、何とな

くウィズコロナの中で生活していこうという感覚の下、「日常」という言葉を使っていると思うんですが、この基本計画を読んでいても、「新たなライフスタイル」であるとか「ウィズコロナ社会」という言葉はきちんと説明がしてあるんですが、「新たな日常」という言葉は特に説明がなく、突然出てくる言葉でしたので、残る文面としてはもう少し丁寧に説明、何をもって「新たな日常」としているのか。その辺を加えられた方が、これを機にこのライフスタイルを提案していくということが具体的に分かるのではないかなというふうに感じました。

以上です。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

私が認識する限りは、委員の中で私を除いて、欠席の方を除いて全員の方から御発言、意見を頂いたというふうに認識していますが、もしも私はまだだという方がいらっしゃいましたら。

よろしいですか。皆さん、非常に簡潔な御発言をしていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、前半もやりましたように、事務局の方で、これについて少しコメントしたい等がありましたら。

まず企画課長から。

○河南企画課長 様々な御意見、ありがとうございました。頂いた御意見の中で、若干書きぶりなど御説明させていただきたいもの、触れさせていただければと思います。

まず出島委員から、先日のタスクフォースでの状況も含めて詳しく御紹介を頂いたカーボンニュートラルに関する部分です。関連して砂山委員、それから吉川委員からも御発言があった関係のところであります。

20ページに新たに（8）という項目を立てて、比較的たくさんの分量を書き込んだものであります。委員の皆様からも御発言がありましたが、昨日、今日と、ちょうど気候変動サミットも開催されていて、世界にとっての最重要課題の一つが温暖化ガスの排出削減ということでありまして、我が国においても2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むということでありまして、それを背景にして書いております。

書いている中身なんですけれども、我々の分野においては、森林による吸収、それから木材利用による貯蔵に加えまして、貢献ができる分野として、森林が我が国の面積の3分の2を占めるということも併せ考えますと、再生可能エネルギーである風力や地熱の利用促進があるということで、これらについても記述をしているというものであります。

その際、こういうものの利用促進に当たりましては、生物多様性の保全をはじめとする森林

の公益的機能を阻害したり、あるいは地域における合意形成をないがしろにするような形で進めるということはもちろん適切じゃないだろうというふうに思っております。これらのことに十分配慮しながら、留意しながら政府として取り組んでいくということをこの部分では書いていったものでございます。

ぶつかり合う公益ということに関しましては、30行目のところを御覧いただければと思うんですけども、「森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進」という言葉を置いておまして、こういう認識を明らかにしたつもりでございます。決して片面だけを見るものではない、そういう気持ちで書いているということを御理解賜ればと思います。

それから、ちょっと細くなりますけれども、斎藤委員からお話のありました、あと吉川委員からも正にそれが自分だというふうに御発言もありましたけれども、すごく責任感を持って長い期間にわたって森林を管理されてこられた、そういう方々の存在への意識というようなお話、斎藤委員からあったかと思えます。

25ページからの「長期にわたる持続的な経営の実現」というところでは、いわゆる比較的短い期間で間伐・再造林をやるというような、そういう経営スタイルの方、それから間伐を繰り返して、正に長伐期で経営を行う方、そこを両方含む——含むといいましょうか、当然の視野に入れたものとして、そのどっちかに誘導するというようなことではない意識でこの部分は書いております。両方ともに長期にわたる持続性に配慮しながら経営を展開していただくことの大切さ、またそういう経営を育成していくということが求められるという意識で書いております。

関連してですけれども、砂山委員からございました社会的責任のところ、所有者への丁寧な説明ということの必要性もお話ありましたけれども、27ページの23行目から24行目の辺り、「主伐・再造林型の施業提案能力の向上」。ここでは正に所有者の方にきちんと丁寧に説明をして、御理解を頂きながら、再造林にもちゃんとつなげていく、そういう気持ちで書いている部分があるということを御紹介させていただきたいと思えます。

それからもう一点、これも砂山委員から頂きました、従事者を育てるためには事業者への支援も必要ということに関しましては、正に「新しい林業」を展開することでどれだけの先行投資が必要かという、その投資に必要な、従事者の育成に必要な、そういう正に利潤といいましょうか、財源を生み出していく、そういうことが必要という意識で書いていっております。直接的な話といたしましては、「緑の雇用」事業などは、正にそういう観点から事業者の方への支援。もちろん、従事者確保ということもあるんですけども、正にそれを育てるための支援

として行わせていただいていることもあるということも改めてありますが、御紹介をさせていただきます。

それからもう一点、野田委員、それから砂山委員からありました「ウッドショック」に関してなんですけれども、今起きていること、いろいろ御心配が高まっているということはお話しいただいたとおりかと思っております。一方で、この事象が起き始めてからまだ、特に今月に入ってからそういうお声が増えているという中で、基本計画の中に最近の変化として書き込むかどうかのところについては、やはりもう少し様子を見ながら書き込んで——書き込むとしても、もう少し状況の推移を見た上で書き込むことが適当かなというような認識を持っているところでございます。

以上、ほかにもそれぞれあるかと思いますが、私からは以上でございます。

○土屋会長 計画課長、お願いします。

○橋計画課長 計画課長でございます。

吉川委員から、15ページのところの伐採造林届出制度の見直しに関して御質問というか、御意見というか、頂きましたので、若干補足的な説明をさせていただきます。

御意見のあったのが15ページの26行目、「伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、指導等の強化を図っていく」と書いたところでございますけれども、この内容につきましては詳細は検討中ではございますけれども、项目的には、それ以降の「具体的には」で書いてございますような内容を想定して、ここの文章を作成させていただいております。人が必要な対策もあるので、なかなか難しいんじゃないかというお話もあるとは思いますが、都道府県さんのバックアップですとか、民間の技術者の活用なども図りながら、できるだけのことをやっていきたいというふうに思っておりますのと、あとは必ずしも人が見に行くとか、そういう行動をしなくても、様式ですとか、届出に何を書かせるかとか、そういう内容的な部分で牽制機能的な効果を発揮する内容のものも考えられるかなと思ってイメージしておりますので、今都道府県の方とも並行して、詳細な内容を検討しているところでございますので、この基本計画が閣議決定されて方向性が定まるということになれば、その後、通知類の改正ですとか、必要があれば省令の改正とか、そういうことを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。

○上杉経営課長 経営課でございます。

砂山委員から御質問というか、御指摘のありました2点目の労働安全の基本的な点がなぜここまで守られないのかという点について、しっかりと触れていくという点につきましては、29ページの冒頭、頭の方でございますけれども、「規範の普及」というのが5ページ目でございます、これは昨年、農水省の中で、林業だけではございませんが、各種作業安全の検討会を立ち上げまして、どういう場合にどういう状況で事故が起こるのかといったものを分析いたしまして、作業安全の規範というのを今年の3月に策定して、関係団体などに周知をしているところでございますけれども、ここの規範というのを再度しっかりと現場に周知していくということで記載をしているものでございます。

また、先ほど企画課長から御説明があった部分とちょっとかぶりますが、まず林業事業体がもうけないと従事者が入らないでしょうという御指摘、もっともなところでございます。この点につきましては、26ページの真ん中辺に「経営基盤及び経営力の強化」といったところで林業経営体の経営基盤について触れているところでございます。施業地を集約して、そのためのプランナーを育成するとか、又は森林経営プランナーを、有利販売を行うプランナーを育成していくとか、そういったものについて触れているところでございます。

その他、生産性の向上とか、幾つかパーツが部分部分で分かれて記載をしておりますので、ちょっと分かりにくいところがあるかもしれませんが、27ページの「エ 生産性の向上」、ここで路網の整備とか、高性能林業機械の導入について触れているところでございます。こういったものを引き続き我々は支援をして、林業事業体への経営基盤を強化していきたいというところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ちょっとお待ちいただけますか。オンラインでただ一人、事務局の方で参加している整備課長が手を挙げておられたので。

○長崎屋整備課長 整備課長です。聞こえますでしょうか。

○土屋会長 聞こえます。

○長崎屋整備課長 砂山委員と吉川委員から列状間伐についての御指摘がございました。御指摘のとおり、列状間伐についてはメリットもありますけれども、デメリットもございます。

メリットは、やはりコストが低減できるということと、それから、かかり木になりにくいので労働安全上もいいということ、さらには、残存木を傷つけないというようなこともございまして、ただデメリットとしては、やはり間伐の効果がどうしても偏ってしまうというのがダメ

リットだろうというふうに思っております。

どうするかということなんですけれども、山を長期的に見て、主伐のときに目の整った優良材を提供すると、そういった山の経営をするということであれば、そのための手入れということであれば、今までやってきたような定性間伐でもいいというふうに私どもも思っております。

ただ一方で、現実には間伐のコスト自体が掛かるから間伐そのものが手後れになっているというような現実もございますので、そういう林分については、少なくとも初回間伐は列状でやって、コストを下げ山の手入れをしていただいた方がいいというふうに思っております。

そういった意味も込めまして、18ページの書きぶりにさせていただいておりますけれども、今御説明した思いでございますので、列状間伐を推進するに当たって、もう少し丁寧に記述できないか検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしたら、木材利用課長お願いします。

○長野木材利用課長 すみません、木材利用課長でございます。

河野委員からございました木質バイオマスに関係ですけれども、おっしゃるとおり、バランスを取ってやっていくということがとても重要でございます。エネ庁とともに昨年の10月に研究会の方をやりまして、そこで一番重要だと言われたことは正に再生可能エネルギーなので、その大前提として森林の資源の保続が担保されるということを合意しまして、それに対してこのような、33ページにございますような熱利用という、熱効率のいい形で木を大事に使っていくということ、またカスケードを基本として製材等価値の高いものに使えないものをバイオマスの方に回していくということを書いておりますし、保続を担保するためにFITの認定に係る事前確認を、都道府県できちんと森林資源の保続を確認するということを強化していきたいと思っておりますし、不適正な伐採がなされたものを使わないように、こちら森林計画制度、伐採届出ともリンクをしながら活用して、こういう持続可能な利用がされるようにしたいと思っております。

これは今まで既に植えられている木の話でございますけれども、ではそれを伐った後に何を植えるのかということに関しては、例えば発電事業者さんが燃料用途として期待される早生樹等を植えて、地域の中の、地域の合意があった上でですけれども、そういう実証をまずやってみるということについてもエネ庁と一緒に進めることにしておりますので、バランスの取れた形で木質バイオマス、きちんと森林資源が保続されるように進めていきたいと思っております。

○眞城木材産業課長 木材産業課長でございます。

先ほど日當委員はじめ複数の委員から、企画課長からもお答え申し上げましたけれども、木材の不足でありますとか高騰の件でございます。

現状については、企画課長が申し上げましたとおり、ちょっと先が読めない状況の中で、今後も引き続きそういった動きは注視していくということでもありますけれども、今現時点では記述が難しい面がありますが、基本的に輸入材が入りにくいというのが一つのきっかけである中、そもそも基本計画の施策の中で国産材を供給していくことを強化していく、例えば、これまで木材、国産材が使われていなかった分野を国産で供給していくというような取組をはじめとして、関係の記述もあるというようなことも含めて、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○土屋会長 森林利用課長。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。河野委員から森林環境税の使途、また効果についてしっかり説明していく責任があるんじゃないかという御指摘を頂きました。

そういう意味において、24ページに「地方公共団体においては、その取組状況など使途の公表を行っていく」ということを書かさせていただいておりますし、林野庁においても、ホームページ等を設けまして、しっかりと説明をしていくという取組を進めておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしたら、経営企画課長。

○関口経営企画課長 20ページのカーボンニュートラルのところに関しまして、再生エネルギータスクフォースの窓口を担当しておりましたので、若干補足をさせていただきます。

再エネのタスクフォースの全体の流れに関しては出島委員からの御説明があったとおり、一方、それを踏まえてどういう書きぶりにするかということに関しては、正に企画課長から御説明したとおりであります。

具体の書きぶりの中に関してなんですけれども、まず事業者側も必ずしもどこでもかしこでも風力発電をさせろとか言っているわけではなくて、できる所ではスムーズに建設させてよというのが基本的な主張でした。

そういう意味で、保安林にしても、国有林にしても、手続を踏まえて、正に先ほど企画課長が説明したとおり、公益的機能との調和が取ればオーケーを出していたところ。その手続に

関しては事業体側からすれば非常に面倒だったり分からなかったり、あるいは国有林だったら森林管理局ごとに対応がちょっと違っていたりということがあったということで、これは我々も反省すべき点であって、それに関して簡素化なり迅速化なりマニュアル化を図ることによってスムーズにする。できる所に建てるということについては、我々十分協力していきましよう。そういうことによって再生エネルギー全体を推進していくということにつながるんじゃないかということで、こういう書きぶりになっているということになります。

そういったことで、先ほど緑の回廊について出島委員からお話がありましたが、緑の回廊についてもこういうことであれば可能というところについては手続きの迅速化等を図っていきたいと思っております。

それから、吉川委員の方から、協議会の場に出るというのは誰なんだろうということなんです。これも先ほどと同じで、こういう所だったら規制がありませんよとか保護林じゃないですよとかというような情報を積極的に出すというようなことのイメージなので、基本的には国有林というのがまず第一のイメージなんですけれども、保安林等みたいな情報というのは都道府県が仕切っておられますので、そういう意味では都道府県が協議会に出るというようなこともあるかなというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

予定していた時刻を少し過ぎております。林野庁の皆さんからの御説明は大体よろしいですか。

ありがとうございます。

そうしましたら、やはり当初に予想していたとおり、時間の余裕があると思ったら、結局オーバーするというので、これも皆さんの活発な御意見があったからだと思っておりますので、そういう意味では、私の不手際ではありますけれども、皆さんどうもありがとうございました。

それでは、まだもう一つありますので先へ急がなくちゃいけないんですが、一応ここで私の方から総括のコメントを少しさせていただくというプロセスと、それから最後に長官の方からコメントを頂くというのがあります。これを少し急いでやりまして——急いでやるのは私で、長官に急げとは言いませんけれども。あと、まだ全国森林計画の検討がありますので、皆さんおなががお空きだと思いますが、もう少し御協力ください。

それでは、私からのコメントですが、内容とプロセスに分けて簡単に申し上げたいと思うんですが、まず内容については、これまで各委員がおっしゃっているように、私何回も「めり張

りとバランス」という何か訳の分からないことをずっと申し上げてきたんですけれども、正にメリハリとバランスがしっかりよく取れた内容になっていると思います。国民に理解していただくためには、両方とも非常に重要な条件であると思ひまして、その部分がかなりの程度達成できたということは、関わった者として非常に評価したいと思っております。

内容については、余り触れる気はないんですが、1点、これも私はこれまでの意見で述べさせていただいた件に関わるんですが、今回、第4の「計画的に推進するために必要な事項」というところが一番最後にありまして、そこに「各種計画等との調和」ということを述べられています。このことについては、実は立花委員もコメントなどに書かれているように、私も非常に評価したいところです。これからは特に人口減少の社会の中で様々な政策、施策、法体系がある意味で言うと連携しながらやっていかないと何も進まないで、こういったことは大事だと思うんですが、ただ、この文章に書いてある「みどりの食料システム戦略」については少し言わせていただければ、私はこれは余り評価していません。例えば、比較するヨーロッパ、EUのFarm to Fork戦略などと比べると、気候変動、それから生物多様性、それからコロナ、そしてその中で地域の振興ということや成長を考えながら図っていくということが、バランスよく盛り込まれているんですが、実はこのシステム戦略については、例えば「生物多様性」という言葉は1回しか使われていません。そういう意味では、かなりバランスが取れていないなと思っております。ちょっと性格は違うわけですが、森林・林業基本計画の方がむしろ進んでいるというふうに、内容が優れているというふうに私は考えております。

ですので、何もシステム戦略に掲げる取組を推進していただくだけではなくて、正に基本計画にのっとった形での施策を進めていただければいいのではないかなというふうに考えております。

プロセスについてです。ここまでのプロセスというのは、一番初めに関係団体、国民からたくさん意見を広く、そして深く頂くということから始めて、委員の方の御指摘もあったように、前計画の評価もしっかりやった上で、その中で様々な意見を勘案しながら、先ほどの言い方で言えば、メリハリとバランスの取れたものを作っていただいたと思います。文章についても、これも何回か申し上げたように、学生に読ますと、何のこっちゃ分からないという評価がこれまで非常に多かったんですが、今回はそういう意味でも、かなり改善が見られるという意味でも非常に良かったのではないかと思います。

ここまではそういう意味ではかなり評価したいというふうに私は思っているんですが、これから大事なのは、まずパブリックコメントがありますし、その後の過程で、パブリックコメントによってある程度最終的な修正を行った後、いかに国民の方にまずは周知、それから関連の

業界の方、関係の方に周知するかということ。そして、次には正にこれ皆さんが、委員が言われているように、どうやって実行していくかということになっていくと思います。

実行するのは、これはもちろん、林野庁を中心としたところで進めていただくわけですが、我々林政審議会としてはその進行管理ということを、我々も進行管理の一翼を担うべきだと私は思っておりますので、これは林政審の場を是非これからも活用していただいて、折に触れて、そういった議論ができるような機会を是非作っていただきたいと思っております。これは我々の要望であると同時に、ある意味で言うところの義務だと思っておりますので、是非お願いいたします。

その中で、例えばウッドショックのように、最近出てきたような問題についても、現時点ではその影響がどのくらい及ぶかある意味で分からないわけで、それほど危惧しないことになるとはかもしれないし、大変なことになるとはかもしれない。そのときに新たな施策を打っていく可能性がある中で、何らかの形で林政審議会もそれに関与できたらいいんじゃないかなと思っております。

もちろん、これは林政審だけが担うことではなくて様々な、国会も含めて様々なところが担うべきですが、一翼を担うということはここで表明しておきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

それでは、その最後の最後で本郷長官の方からコメントをお願いいたします。

○本郷林野庁長官 本郷です。皆さん本当に、出席の委員の方、皆様からたくさんの御意見、あるいは御質問なりを頂きまして、ありがとうございます。いま一度頂いた御意見を踏まえて、どのような計画にできるのか、パブリックコメントという場もありますので、考えてまいりたいというふうに思います。

今回、持続性ということ、林業の持続性ということを非常に意識をしたわけですがけれども、私自身はですね。それは森林の持続性ということとも関わりますし、山村の持続性ということも関わるという意味で、ここに焦点を当てるような形のこれからの施策を考えていきたいというふうに思ってきたところです。持続させるためには、バランスを保っていかなければならない。どちらかに傾けば、どんどんその傾きを加速するような形で物事というのは進むので、そういうバランス、あるいはスタビライザー的な弾力性みたいなものもその中には常に意識をしておかなければならないというふうには思っておりましたけれども。

一つだけ、これまで私、役所に入って39年たちますけれども、この間、一体何をやってきたんだと。今までと同じことをやっていたら、今までと同じことで林業というのは衰退していっ

て、山村には人が住めなくなるんじゃないかという問題意識があって、ここで「新しい林業」というふうに言わせていただいています。何が新しいのかというのは、今までと同じことをやっていたは駄目だということを強調したいというふうに思っております。もちろん、今までと同じようにしなきゃいけないところもあるわけですし、守らなければいけないところもあるんですけれども、だからといって今までと同じことではこの状況、林業の状況、資源が育ったとはいえ、チャンスをつかみ損ねるのではないかというふうに思うので、何とかそこを変えていく努力が必要かなというふうに思っている次第です。そのようなことを皆さんに御理解をいま一度賜って、この森林・林業基本計画をまとめていきたいというふうに思っております。

まあ、ウッドショックだとか林地開発の問題だとかあると思いますけれども、その点、各課長の方からでも御説明させていただきましたけれども、更に検討を深めていきたいというふうに思っております。

1点だけ、ちょっと長くなって申し訳ありませんけれども、お話があったボランティア的な林業と吉川様に——まあ、斎藤さんも言われましたけれども、それを否定するつもりも全然ないし、すごく立派なことだと思うんですけれども、今の森林・林業の施策で考えたときに、その人たちの作ってきた木材の需要を、では作れるのかということが我々に実はよくできない。その方々の木材の需要ってどうやったら作れるんだろうと。たまたま首里城の問題みたいなのが今年——まあ、去年からあって、そういうことも考えたんですけれども、そういう需要を考えて、何か施策にできることがあるのかなというようなことを考えたときに、うーんと悩んでいるところです。

ですので、御指摘があったように、そこについては十分書き込めていないということはそのとおりのので、施策になっていないということです。ただ、そういう林業へのシンパシーというか、そういうものにもじみ出た方がいいのではないかなというふうには思わないではないので、そこはまた考えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に総括的なコメントを頂き、感謝しております。

これで一応林政審議会としての審議を尽くしたということにさせていただきたいと思います。林野庁の皆さんにおかれましては、まだこれは完成ではないないわけで、本日皆さんから頂いた御意見を十分に踏まえていただいて、より良いものを作っていただけるように祈念いたします。

何回も申しましたように、大分時間が超過しており、終了時間も少し遅くなることをお許し

ください。

議題2の「全国森林計画の変更について」に進みます。事務局側から、計画課長の方から御説明をお願いいたします。

○橋計画課長 計画課長でございます。ちょっと応用利かないんで、もしかしたら、ちょっと長くなるかもしれません。すみません。

「全国森林計画の変更について」、説明をさせていただきたいと思います。資料は資料2-1を使って説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

左側、一つ目のポチにありますとおり、全国森林計画については、森林法に基づきまして、基本計画に即して、農林水産大臣が15年を1期として立てる計画ということで、森林・林業基本計画に即したものとなっている必要があるために、新たな基本計画の目標数値が変わりますので、それに合わせて全国森林計画の計画量などについても修正を行う必要があるということでございます。

2ページ目を御覧ください。

左側に全国森林計画の変更内容の概要についてお示ししております。

まず数字的なものとして、①の森林の整備及び保全の目標。これは育成単層林とか育成複層林とかの面積の話です。さらに、計画量として伐採材積や造林面積といったところがございます。これらを基本計画の目標数値に合わせて変更するというところで、具体的には右側の方に数値を書いております。

一つ目の丸、「森林の整備及び保全の目標」につきましては、新たな基本計画の森林の多面的機能の発揮に関する目標に合わせて面積を載せてございます。確認していただきたいと思うんですけども、新たな基本計画、先ほど御説明ありました資料の1-1の概要の最終ページに森林・林業基本計画の新たな目標がまとめているページがございます。このページを見ていただきますと、育成単層林の面積、R12年で990万、R20で970万という数字になっていまして、だんだん単層林減っていくことになっておりますが、この全国森林計画はR16の3.31が期末ですので、そのときの数字として全国森林計画では9,883という数字になっておりますが、1,000ヘクタールで単位が1個違うので、988万ヘクタールと。基本計画の方の990万と970万の間に入っているということです。

同じように育成複層林も天然生林もR12とR22の間に全部数字が入っていますので、こういう形で整合を取っているというようなことで、内容的には事実上、同じものが書いてあるとい

うようなこととございます。

二つ目の丸の「計画量」についてでございますけれども、15年間の合計数字を計画案の数量として載せておりますので、ちょっと分かりにくいので、括弧書きで年平均の数字に直して書いてございます。

まず立木材積、伐採材積のところなんですけれども、ここの出し方については、まず最初に参考としてあります間伐の面積、ここを人工林の齢級構成が分かっておりますので、3から9齢級では10年に1回、10から17齢級で20年に1回というような形で間伐の必要面積を出せば、年間で言うと45万ヘクタール必要ですとなります。これに見合った材積を間伐材積として2,939万立方というところを載せているということです。

その上で、総数のところの5,562という数字がありますけれども、これが歩留り込みであり、丸太にこの量から生産をすると、基本計画の方で新たな目標として決めた、現在の3,100万立方から4,200万立方に伸ばしていこうという丸太の生産の目標の方と整合している数字になるというようなこととございます。

間伐量を決めて、更に総数が固まるので、間に入ってくる主伐が幾ら必要かと出てきて、これを複層林に造成する分が幾らかを引いて、残りは単層林で皆伐を何万ヘクタールするかというのが分かるということで、造林面積の方の6万8,000——まあ、約7万の皆伐を行うと、この数量に合ってくるというようなこととございます。

なお注2に書いてございますように、人工林を皆伐した後の更新については、全て人工造林によることを想定した計画としてございます。

次に、3ページでございます。

3ページ以降については、本文の主な変更点を書いてございます。現行計画と変更計画の記述案を対比してございます。全国森林計画におきましては、ゾーニングの話ですとか、施業の規範となる基本的な考え方を記載しているところでございますけれども、主な変更点の一つ目として、いわゆる林業適地なのに再造林がされていない所が多いといった課題が出ていたことを踏まえまして、木材等生産機能の維持増進を図る森林において、再造林の促進に関する記述を追加したいということで考えております。

(2)の一番下の部分になりますけれども、「特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行う」ということにして、従来「計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとする」としていたものよりも一段高く厳しい表現ぶりに変えているところでございます。

4ページの方を御覧ください。

今申し上げました再生林の促進と裏表の関係にもなりますけれども、(3)の造林のところでございますが、安易に天然更新を選択するというようなことのないように、段落の中ほどに「天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択」する旨の記述などを追加していきたいと考えております。

5ページを御覧ください。

主伐が増加してきている中で、特に集材路の作設に関して粗い施業が横行しているというような課題が出てございましたけれども、そこを踏まえて、林地の保全に留意した伐採・搬出に関する記述を追加したいと考えております。

この課題に関しては、2月の林政審でも御紹介させていただいておりますが、林野庁において主伐時における伐採・搬出の指針というのを作成したところがございますので、この指針に基づく指導というところを強化してまいりたいと考えてございます。

具体的な記述ぶりとしては、3の(2)の「搬出の方法」のところがございますけれども、「森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ」というようなことで表現ぶりとして追加させていただいております。ここをベースにして、指針を基に指導していくというような流れになってまいります。

6ページを御覧ください。

ここでは、路網の整備の推進について記載をしております。今回の基本計画におきましては、走行車両の大型化ですとか、豪雨の増加傾向等に対応して、質を重視していくと、質に重点を置いた整備を進めていくということを書いてございます。それに合わせて、全国森林計画でも記載したいと思っております。

7ページを御覧ください。

7ページにつきましては、これも基本計画の本文案の方に本日も追加の説明ございましたけれども、太陽光発電の関連で林地開発許可制度の運用を見直したものを踏まえた記載を追加しておりますので、全国森林計画においても追加をしていきたいと考えてございます。

最後に8ページを御覧ください。

「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の考え方」というのをお示ししております。このことにつきましては、新たな基本計画の方に、本文15ページになるんですけども、記載がございまして、そこで森林資源の保続が可能な主伐量というものを検討していただきたいということを記載させていただいており、その際、地域の森林・林業・木材産業関係者の参画を得な

から取組を進めることが重要というようなことも記載させていただいております。

具体的には考え方の一つ目の丸にありますとおり、地域ごとに、林業に適した森林などを対象として、二つ目の丸にありますとおり、地域森林計画の主伐計画量の検討に当たりまして、再造林の実施状況も加味して、持続的な主伐の可能量というのを算出していただくと。それを三つ目の丸にありますような、地域森林計画書において参考として記載して、地域の関係者間で共有するように促すというようなことを考えておりまして、このことにつきましては通知の発出等を今後考えているところでございます。

具体の計算方法は、下半分に記載しているとおりでございますけれども、「カメラルタキセ式」と書いてございますが、基本的には森林経営計画の認定にも用いられているこの方式を使いながら試算を行っていただきたいというふうに考えてございます。

こういう取組によって、川中、川下サイドからも再造林に協力が頂けるような、地域一体となった再造林の促進に向けた取組がより積極的に進められることを期待しているところでございます。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

全国森林計画は今御説明ありましたように、森林・林業基本計画の変更に伴って変更が行われているところです。

それでは、皆さんから御質問、御意見等ありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。皆さん、多分おなかが減ったり、疲れたりということで少し抑制されているかもしれませんが、よろしいですか。

ありがとうございます。そうしましたら、一応皆さん内容は理解されて、その上でこの方向性については御同意いただけたということでよろしいでしょうか。

皆さんうなずいていただいたというふうに認識します。どうも御検討ありがとうございます。

なお、これから全国森林計画が変わると、地域森林計画等がどんどん変わっていきますので、全国で様々な計画の変更の進捗が進むことになると思います。

そうしましたら、特になければ、これで本日の林政審議会の議事は終了いたします。私の方の全体の進行が悪く、また今日も時間をオーバーしてしまいましたことをおわびいたします。

この後、森林・林業基本計画及び全国森林計画については、何度か申しておりますように、

パブリックコメントに付される予定になっていますので、その後にまた林政審議会で検討するということになると思います。

委員の皆さんには、非常に長時間にわたって大変熱心な御審議を頂きまして、改めて感謝いたします。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○永井林政課長 ありがとうございました。

次回の林政審議会ですが、6月上旬をめどに開催したいと考えております。日程につきましては後日、事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

午後0時43分 閉会